第３　情報流通プラットフォーム対処法施行規則の逐条解説

『情報流通プラットフォーム対処法』
（第一法規出版）より一部抜粋

本　　則

第１条（用語）

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　①報告年度　四月一日から翌年三月三十一日までをいう。

二　②公表年度　四月一日から翌年三月三十一日までをいう。

三　③人工知能関連技術　人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術をいう。

四　外国法人等　外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。

五　国内代表者等　④国内における代表者又は国内における

代理人をいう。

趣旨

本条は、本施行規則における用語を定めるものである。

解説

１　第１項

本項により、本施行規則において用いられる「特定電気通信」、「発信者」及び「発信者情報」等の用語は、本法律において定義された語義と同一の語義を意味するものであることを明確化している。

２　第２項

本項は、本施行規則における主要な用語について、その定義を行っているものである。

〔用語の説明〕

①　**「報告年度」**

「報告年度」とは、本法律第20条第３項に基づく平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数の報告に関して、平均月間発信者数等の報告が求められる対象期間をいう。

例えば、令和７年度の場合、令和７年４月１日から令和８年３月31日までが報告年度となり、同期間における特定電気通信役務ごとの平均月間発信者数が900万以上又は平均月間延べ発信者数が180万以上である特定電気通信役務を提供する者は、令和８年４月30日までに、様式第１により、平均月間発信者数等を総務大臣に報告しなければならない。

②　「公表年度」

「公表年度」とは、本法律第28条に基づく措置の実施状況等の公表に関して、本施行規則第18条第２項から第７項までに規定する項目の公表が求められる対象期間をいう。

例えば、令和７年度の場合、令和７年４月１日から令和８年３月31日までが公表年度となり、大規模特定電気通信役務提供者は、同期間において被侵害者から侵害情報送信防止措置の申出を受け付けた件数等を、令和８年５月31日までに公表しなければならない。

③　「人工知能関連技術」

「人工知能関連技術」とは、いわゆるAI関連技術をいう。

近年、プラットフォーム事業者においては、自らが提供するサービス上で投稿の削除やアカウントの停止を行うに当たり、AIを用いて判断を行う機会が増えている。こうした状況を踏まえ、AIを用いて実施した送信防止措置について、その実態を明らかにする観点から、本法律第28条第４号及び本施行規則第18条第５項により、大規模特定電気通信役務提供者に対し、その件数を公表させることとしている。

④　「国内における代表者又は国内における代理人」

「国内における代表者」は、日本支店の代表者等、法人の内部の者を、「国内における代理人」は、国内の弁護士等、法人の外部の者を想定している。

第２条（発信者情報）

（発信者情報）

第二条　法第二条第十号の総務省令で定める侵害情報の発信者の特定に資する情報は、次に掲げるものとする。

一　①発信者②その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称

二　発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の①住所

三　発信者①その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の②電話番号

四　発信者①その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の②電子メールアドレス（③電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいい、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令（平成二十一年総務省令第八十五号）第一号に規定する通信方式を用いるものに限る。第六条第一項第一号において同じ。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第十一条第二項において同じ。）

五　①侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス（②電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十四条第二項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。以下この条において同じ。）及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わされたポート番号（③インターネットに接続さ

れた電気通信設備（同法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下この条において同じ。）において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号をいう。第九号において同じ。）

六　侵害情報の送信に係る移動端末設備（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この条において同じ。）からのインターネット接続サービス利用者識別符号（①移動端末設備からのインターネット接続サービス（②利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（端末設備（同法第五十二条第一項に規定する端末設備をいう。）又は自営電気通信設備（同法第七十条第一項に規定する自営電気通信設備をいう。）と接続される伝送路設備をいう。）のうち、その一端がブラウザを搭載した移動端末設備と接続されるもの及び③当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務（同法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）をいう。次号において同じ。）の④利用者をインターネットにおいて識別するために、⑤当該サービスを提供する電気通信事業者（同条第五号に規定する電気通信事業者をいう。次号において同じ。）により割り当てられる文字、番号、記号その他の符号であって、⑥電気通信（同条第一号に規定する電気通信をいう。第五条において同じ。）により送信されるものをいう。以下この条において同じ。）

七　侵害情報の送信に係る①SIM 識別番号（②移動端末設備からのインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者との間で当該サービスの提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒

体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）（移動端末設備に取り付けられ、又は組み込まれて用いられるものに限る。）を識別するために割り当てられる番号をいう。以下この条において同じ。）

八　①第五号のアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備、②第六号の移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る移動端末設備又は③前号のSIM識別番号に係る移動端末設備から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻

九　①専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わされたポート番号

十　専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号

十一　専ら侵害関連通信に係るSIM識別番号

十二　専ら侵害関連通信に係るSMS電話番号（①特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号に規定する電子メールのうち、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令第二号に規定する通信方式を用いるものの②利用者を識別するための番号その他の符号として用いられたものをいう。次号において同じ。）

十三　①第九号の専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備、②第十号の専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る移動端末設備、③第十一号

の専ら侵害関連通信に係るSIM識別番号に係る移動端末設備又は④前号の専ら侵害関連通信に係るSMS電話番号に係る移動端末設備から開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が行われた年月日及び時刻

十四　発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者についての利用管理符号（①開示関係役務提供者と当該開示関係役務提供者と電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務（電気通信事業法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。）の提供に関する協定又は契約を締結している他の開示関係役務提供者との間で、②インターネット接続サービスの利用者又は当該利用者が使用する電気通信回線を識別するために用いられる文字、番号、記号その他の符号をいう。）

趣旨

本条は、本法律第２条第10号の規定に基づき、開示の対象となる「氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるもの」（発信者情報）を規定するものである。

まず、第１号から第８号まで及び第14号において「特定発信者情報以外の発信者情報」（本法律第５条第１項柱書）を限定列挙しており、具体的には、発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称（第１号）、発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の住所（第２号）、発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電話番号（第３号）、発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス（第４号）、侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わされたポート番号（第５号）、侵害情報の送信に係る移動端末設備からのインターネット接

続サービス利用者識別符号（第６号）、侵害情報の送信に係るSIM識別番号（第７号）、第５号から第７号までに係る開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻（いわゆるタイムスタンプ）（第８号）並びに発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者についての利用管理符号（第14号）が定められている。

さらに、第９号から第13号までにおいて「特定発信者情報」（法第５条第１項柱書）を限定列挙しており、具体的には、専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わされたポート番号（第９号）、専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号（第10号）、専ら侵害関連通信に係るSIM識別番号（第11号）、専ら侵害関連通信に係るSMS電話番号（第12号）及び第９号から第12号までに係る開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が送信された年月日及び時刻（いわゆるタイムスタンプ）（第13号）が定められている。

発信者情報のうち発信者の氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、発信者を直接特定する情報である。他方、それ以外の情報は、発信者を特定するための手掛かりとなる情報である。

開示関係役務提供者が、発信者の氏名又は名称及び住所を保有している場合には、それが開示されれば請求者の目的が十分達成されると考えられるものであり、発信者を特定するための手掛かりとなる情報を併せて開示することは、被害者に開示を受けるべき正当な理由がある例外的なときを除き、一般的には必要性が認められないものと考えられる。

なお、本条は、本法律及び次条と同様に、これらの発信者情報の送信や保存を開示関係役務提供者に義務付けるものではない。

解説

１　発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称（第１号）

本号は、開示の対象となる発信者情報として、「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称」を定めるものである。

〔用語の説明〕

①　「発信者」

「発信者」は、本法律第２条第５号で定義されている。すなわち、特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力した者をいう。

②　「その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者」

「侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る」は、第１号から第４号まで及び第14号において用いられている。「その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者」としては、発信者が自己の所属する企業、大学の通信端末を用いて侵害情報を発信し、又は侵害関連通信を行った場合における当該企業、大学や、発信者が自宅の通信端末を用いて侵害情報を発信し、又は侵害関連通信を行った場合における当該通信端末の通信契約を締結した当該発信者の家族等が想定される。

２　発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の住所（第２号）

本号は、開示の対象となる発信者情報として、「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の住所」を定めるものである。

〔用語の説明〕

①　「住所」

「住所」とは、一般に、各人の生活の本拠のことをいう。

なお、本法律又は本施行規則は、「住所」が、真に発信者やその他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の生活の本拠であるか等、本施行規則に掲げる情報の真偽の確認を開示関係役務提供者に義務付けるものではない。

３　発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電話番号（第３号）

本号は、開示の対象となる発信者情報として、「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電話番号」を定めるものである。

〔用語の説明〕

①　「その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者」

用語の趣旨については第１号の解説を参照。

なお、旧省令においては「発信者の電話番号」（旧省令第３号）と規定していたところであるが、「その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電話番号」についても、当該電話番号に連絡する等により発信者の特定に資すると考えられるため、本号による開

示の対象としている。

②　「電話番号」

本号における電話番号は、開示関係役務提供者が契約者情報又は登録者情報として保有する電話番号を開示対象として定めるものである。

プロバイダ等がアカウント認証時の認証コードの送信等をショートメッセージサービス[1]（以下「SMS」という。）によって行う場合に、契約者情報又は登録者情報として登録された電話番号をSMS通信におけるメールアドレスとして用いることがある。このように、契約者情報としてプロバイダが保有している電話番号がアカウント認証時にSMS通信におけるメールアドレスとして用いられた場合、SMS通信に係る通信記録に含まれる電話番号については「専ら侵害関連通信に係るSMS電話番号」（第12号）として開示の対象となり、契約者情報又は登録者情報として保有している電話番号については本号の電話番号として開示の対象となる。

4　発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス（第４号）

本号は、開示の対象となる発信者情報として、「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス」を定めるものである。

〔用語の説明〕

①　「その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者」

用語の趣旨については第１号の解説を参照。

1　ショートメッセージサービスとは、携帯電話同士で短い文字メッセージを電話番号により送受信するものである。

なお、旧省令においては「発信者の電子メールアドレス」（旧省令第４号）と規定していたところであるが、「その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス」についても、当該電子メールアドレスに連絡する等により発信者の特定に資すると考えられるため、本号による開示の対象としている。

② 「電子メールアドレス」

本号では、発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレスを開示の対象としている。

③ 「電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいい、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令（平成二十一年総務省令第八十五号）第一号に規定する通信方法を用いるものに限る。第六条第一項第一号において同じ。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう」

「電子メール」は、第４号、第12号及び第６条において用いられている。特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号。以下「特定電子メール法」という。）における「電子メール」の定義を引用する形で、「電子メールアドレス」を規定している。

具体的には、本号においては、電子メールアドレスを、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令（平成21年総務省令第85号。以下「特定電子メール法通信方式省令」という。）第１号に規定するシンプルメールトランスファープロトコル[2]を用いる電子メールの利用者を識別するための

2　シンプルメールトランスファープロトコル（Simple Mail Transfer Protocol：SMTP）とは、インターネットにおける電子メールで用いられる通信方式であり、事実上の標準となっているものである。

符号」として規定している。これにより、「SMS（特定電子メール法通信方式省令第２号に規定する通信方式）において電子メールアドレスとして用いられる電話番号」は、本号には該当しないこととなり、第12号の「専ら侵害関連通信に係るSMS電話番号」に該当するものとして開示対象となる。

また、「識別する」とは、第４号から第７号まで、第12号及び第14号において用いられている。いずれも、あるものとそれ以外のものとを見分けることを意味し、機械によるものであると人によるものであるとを問わない。

５　侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わされたポート番号（第５号）

本号は、開示の対象となる発信者情報として、「侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス[3]」及び「当該アイ・ピー・アドレスと組み合わされたポート番号」を定めるものである。

不特定の者が利用できるSNSや電子掲示板の場合、その運営者や管理者は、発信者の氏名、住所等を保有していないが、アイ・ピー・アドレスであれば記録していることがある。アイ・ピー・アドレスは、インターネットで通信を行う場合に必要不可欠なものであり、情報の送信に用いられた電気通信設備を正確に識別することができること、それにより発信者の特定が可能な場合があること、それ自体が秘匿性の高い情報とまではいえないこと等から、開示の対象とされたものである。

3　Internet Protocol Addressの略であり、電気通信事業法第164条第２項第３号において定義されている。これまで広く用いられていたのは、IPv４のアドレスであるが、割当て可能なアドレスが枯渇したため、現在は、IPv６のアドレスも用いられるようになっている。

アイ・ピー・アドレスには、それ自体の開示を受けることにより発信者を特定することができるものと、そのアイ・ピー・アドレス等を用いて、さらに他の開示関係役務提供者に開示請求することにより、発信者を特定することができるものとがある[4]。すなわち、発信者がネットワーク情報[5]にアイ・ピー・アドレスの割当てを受けた者として情報を登録している場合等には、当該情報により、被害者自身でアイ・ピー・アドレスから発信者を特定することができる。それに対して、発信者が、ネットワーク情報に自己の情報を登録していない場合等には、発信者による投稿等が行われたSNSの運営者等から開示を受けたアイ・ピー・アドレス等を手掛かりに、発信者がSNSに情報を記録等する通信を媒介した経由プロバイダ等に対して、さらに発信者情報の開示を請求することにより発信者を特定することとなる[6]。

また、経由プロバイダが発信者を特定するために、アイ・ピー・アドレスのほかに、タイムスタンプが不要な場合と必要な場合がある。すなわち、経由プロバイダが、その利用者に、あるアイ・ピー・アドレスを固定的に割り当てている場合（そのようにして割り当てられたアイ・ピー・アドレスを「固定アイ・ピー・アドレス」という。）には、経由プロバイダは、タイムスタンプを確認することなく、当該固定アイ・ピー・アドレスの割り当てられた契約

4　いずれであっても、アイ・ピー・アドレスの開示を受けたとしても、結果として発信者を特定できない場合もある。

5　我が国に割り当てられたアイ・ピー・アドレスであれば、（一社）日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）への申請手続等によりJPNIC データベースに登録され、公開・開示される情報を指す。

6　その場合には、通常、①まず、SNSの運営者等から侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス等の開示を受けたうえで、②当該アイ・ピー・アドレスを契約者に割り当てたプロバイダをJPNIC データベース等で確認し、③当該プロバイダから発信者の氏名や住所等の開示を受けることで、発信者を特定することとなる。

者を特定することが可能である。それに対して、経由プロバイダが、インターネットへの接続の都度、利用者にアイ・ピー・アドレスを割り当てている場合（通常、接続の都度異なるアイ・ピー・アドレスが割り当てられる。そのようにして割り当てられたアイ・ピー・アドレスを「動的アイ・ピー・アドレス」という。）等では、経由プロバイダは、当該動的アイ・ピー・アドレスの割り当てられた契約者を特定するために、アイ・ピー・アドレスとタイムスタンプを併せて確認することが必要となる。

さらに、経由プロバイダが発信者を特定するために、アイ・ピー・アドレスに加えてポート番号が必要な場合もある。経由プロバイダが、複数の利用者に同一のアイ・ピー・アドレスを共有させるためにポート番号を用いて個々の利用者を識別する仕組みをとっている場合には、特定の通信を行った契約者を特定するために、アイ・ピー・アドレスとポート番号を併せて確認することが必要となる。

〔用語の説明〕

①　「侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス」

「侵害情報」は、本法律第２条第６号で規定されている。すなわち、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が当該権利を侵害したとする情報をいう。

「侵害情報の送信に係る」とは、第５号から第７号までにおいて用いられている。「侵害情報の送信に係る」情報に該当するには、いずれも各号に掲げる情報が、単に侵害情報と何らかの関係があることのみならず、侵害投稿通信を構成していることを意味するものである。

なお、本号に関しては、規定上の文言を従前の「侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス」（旧省令第５号）から変更している。

これは、令和３年改正法により「侵害関連通信」（本法律第５条第３項。侵害情報の発信者が侵害投稿通信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号その他の符号の電気通信による送信であって、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるもの）及び「特定発信者情報」（本法律第５条第１項。発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるもの）との概念が新たに定められ、本施行規則において特定発信者情報に該当する情報として「専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わされたポート番号」（第９号）を定めたことに伴い、同号で規定するアイ・ピー・アドレスと本号で規定するアイ・ピー・アドレスとの性質上の違いを明確化するために、旧省令第５号の「侵害情報に係る」との文言から変更したものである。

「アイ・ピー・アドレス」には、特定電気通信設備に対して侵害情報を送信した電気通信設備に割り当てられたアイ・ピー・アドレス（いわゆる「接続元アイ・ピー・アドレス」）及び侵害情報の送信の相手方となった特定電気通信設備に割り当てられたアイ・ピー・アドレス（いわゆる「接続先アイ・ピー・アドレス」）のいずれもが含まれ、本号に規定する発信者情報に該当するものとして開示の対象となる。発信者の特定に当たっては、通常、接続元アイ・ピー・アドレスが用いられるが、経由プロバイダが発信者を特定するために、接続元アイ・ピー・アドレスに加えて接続先アイ・ピー・アドレスが必要な場合もある。現在でも、経由プロバイダが、複数の利用者に同一のアイ・ピー・アドレスを共有させるために接続先アイ・ピー・アドレスを用いて個々の利用者を識別する場合があるが、こうした場合には特定の通信を行った契約者を特定するために、接続元アイ・ピー・アドレスと接続先アイ・ピー・アド

レスを併せて確認することとなる。

②　「電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十四条第二項第三号に規定するアイ・ピー・アドレス」

電気通信事業法第164条第２項第３号において、アイ・ピー・アドレスは、「インターネットにおいて電気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために使用する番号、記号その他の符号のうち、当該電気通信設備に固有のものとして総務省令で定めるものをいう」と定義されている。これを受けた電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第59条の３第３項では、アイ・ピー・アドレスに該当する電気通信番号として、「数字及びドットの記号の組合せであつて、三十二ビットの値を表すもの」又は「数字（数字に代わつて用いられる文字を含む。）及びコロンの記号の組合せであつて、百二十八ビットの値を表すもの」の２つを定めている。

③　「インターネットに接続された電気通信設備」

「接続された」とは、何かにつなげられたことを意味し、「インターネットに接続された電気通信設備」とは、インターネットにつなげられ通信を行うことが可能な電気通信設備をいう。具体的には、インターネットに接続されたコンピュータ（パソコンや携帯電話端末等も含まれる。）が該当する。

6　侵害情報の送信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号（第６号）

本号は、開示の対象となる発信者情報として、「侵害情報の送信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号」を定めるものである。

移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号は、携帯電話事業者がその利用者に割り当てているものであり、利

用者による電子掲示板への書込みやインターネット上の有料情報サービスの利用等の際に送信されることがあり、これにより、電子掲示板の管理者等は移動端末設備からのインターネット接続サービスの利用者から個人情報を直接取得したり、ID・パスワードを入力させたりすること等なく、その利用者を識別することが可能となっている。

移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号は、通常、発信者による書込み等が行われた電子掲示板の管理者等から開示を受けた当該情報等を手掛かりに、書込み等を行った通信を媒介した携帯電話事業者に対して、さらに発信者情報の開示を請求することにより発信者を特定することができるものである。

また、携帯電話事業者によっては、移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号があれば、タイムスタンプを確認することなく、発信者を特定することが可能な場合がある。

〔用語の説明〕

①「移動端末設備からのインターネット接続サービス」

「移動端末設備からのインターネット接続サービス」とは、ブラウザを搭載した移動端末設備（携帯電話端末やタブレット端末等）と無線により接続されるいわゆる基地局と、ブラウザを搭載した移動端末設備のブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務である。

なお、旧省令においては、「携帯電話端末等（携帯電話端末又はPHS端末）からのインターネット接続サービス」（旧省令第６号）と規定していたところであるが、近年では、携帯電話事業者が提供するインターネット接続サービスの回線容量の増大等に伴い、携帯電話端末等のみならず、タブレット端末等から当該サービスを利用するケースも一般化しているところである。ここで、タブレット端

末等から行われたSNS等への投稿等と携帯電話端末等から行われた投稿等を比較した場合に、前者よりも後者の方がより正確に発信者を特定することができる等の特段の事情もないことから、本号においては、「携帯電話端末等」ではなく「移動端末設備からのインターネット接続サービス」と定義することにより、タブレット端末等からのインターネット接続サービスの利用に係る利用者識別符号（本号）及びSIM識別番号（第7号）についても、その開示を請求することができることとしている。

②　「利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備……のうち、その一端がブラウザを搭載した移動端末設備と接続されるもの」

「移動端末設備からのインターネット接続サービス」におけるブラウザを搭載した移動端末設備と無線により接続されるいわゆる基地局のことである。

③　「当該ブラウザ」

「移動端末設備からのインターネット接続サービス」におけるブラウザ（インターネット上のウェブページを閲覧等するためのソフトウェアをいう。）を搭載した移動端末設備のブラウザのことである。

④　「利用者をインターネットにおいて識別するために」

移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号は、移動端末設備からのインターネット接続サービスの利用者をインターネットにおいて識別するためのものである。

なお、移動端末設備の製造番号[7]は移動端末設備自体を識別するための番号であることから、MACアドレス[8]はネットワーク機器自体を識別するための番号であることから、いずれも「利用者をインターネットにおいて識別するため」のものではなく、本号に該当しない。

⑤ 「当該サービスを提供する電気通信事業者……により割り当てられる文字、番号、記号その他の符号」

移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号は、携帯電話事業者により割り当てられる文字、番号、記号その他の符号である。

携帯電話事業者以外の者が割り当てた符号等は、移動端末設備からのインターネット接続サービスを利用した発信者を正確に特定し得るものではなく、本号にも含まれない。例えば、クレジットカード会社が割り当てるクレジットカード番号や、製造メーカーが割り当てる携帯電話端末の製造番号やMACアドレス等は、「当該サービスを提供する電気通信事業者により割り当てられる」ものではなく、本号に該当しない。

⑥ 「電気通信……により送信されるもの」

移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号は、電気通信により送信されるものである。

電気通信により送信されない情報については、本号には含まれない。例えば、携帯電話事業者がその内部において利用者を管理するために割り当てる符号等は、「電気通信により送信されるもの」ではなく、本号に該当しない。

7　侵害情報の送信に係るSIM識別番号（第７号）

本号は、開示の対象となる発信者情報として、「侵害情報の送信に係るSIM（シム）識別番号」を定めるものである。

SIM識別番号は、SIMカード[9]又は移動端末設備に組み込まれた

7　IMEI（International Mobile Equipment Identity）や、MEID（Mobile Equipment Identifier）をいう。

8　Media Access Control Addressの略。物理アドレスともいう。

9　Subscriber Identity Module Cardの略。

チップ型のSIM（以下「SIMカード等」という。）を識別するための番号[10]であり、一部の携帯電話事業者のものについては、利用者による電子掲示板への書込み等の際に、移動端末設備からのインターネット接続サービスにより送信することが可能であることから、インターネットにおいて利用者の識別に用いられることがある。

SIMカード識別番号のうち、携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたものは、発信者による書込み等が行われた電子掲示板の管理者等から開示を受けた当該情報等を手掛かりに、書込み等を行った通信を媒介した携帯電話事業者やPHS事業者に対して、さらに発信者情報の開示を請求することにより発信者を特定することができるものである。

また、MVNOが発信者を特定するために、SIM識別番号のほかに、タイムスタンプが不要な場合と必要な場合がある。すなわち、MNOから開示を受けたSIM識別番号が識別するSIMカード等やそのようなSIMカード等が取り付けられ、又は組み込まれた移動端末設備が他人に譲渡されたことがない場合には、携帯電話事業者は、タイムスタンプを確認することなく、当該SIM識別番号と紐づく契約者を特定することが可能である。それに対して、MNO等から開示を受けたSIM識別番号が識別するSIMカード等やそのようなSIMカード等が取り付けられ、又は組み込まれた移動端末設備が他人に譲渡されたことがある場合等には、当該SIM識別番号と紐づく契約者が譲渡等の前後により異なるため、MVNO等は、当該SIM識別番号と紐づく契約者を特定するために、SIM識別番号とタイムスタンプを併せて確認することが必要となる。

10　ICCID（Integrated Circuit Card Identifer）のことである。

〔用語の説明〕

①「SIM 識別番号」

SIM カード等には、それぞれ固有の番号が割り当てられており、その番号が電磁的に記録されている。そのような番号を「SIM 識別番号」という。

「侵害情報の送信に係る」ものとする限定を付していることから、プロバイダ等が、開示請求の対象となった SIM 識別番号に係る移動端末設備から当該開示請求に係る侵害情報の送信が行われたことについて、当該 SIM 識別番号と当該送信に係るアイ・ピー・アドレス及びタイムスタンプ等とを紐付けること等により確認できた場合に、当該 SIM 識別番号が開示されることとなる。

②「移動端末設備からのインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者との間で当該サービスの提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）（移動端末設備に取り付けられ、又は組み込まれて用いられるものに限る。）」

「移動端末設備からのインターネット接続サービス」は、第６号で規定されている。すなわち、移動端末設備（携帯電話端末やタブレット端末等）と無線により接続されるいわゆる基地局と、ブラウザを搭載した移動端末設備のブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務である。

「移動端末設備からのインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者との間で当該サービスの提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体（電子

的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）（移動端末設備に取り付けられ、又は組み込まれて用いられるものに限る。）」とは、いわゆるSIMカード及び携帯電話端末に組み込まれたチップ型のSIMのことである[11]。これらには、携帯電話端末からのインターネット接続サービスの契約者を特定するための情報（IMSI[12]）が電磁的に記録されている。

なお、旧省令においては「携帯電話端末等に取り付けて用いるものに限る」（第６号）との限定を付していたが、近年、物理的に取り付けられたSIMカードではなく、あらかじめ移動端末設備に組み込まれたチップ型のSIMを用いる形態（いわゆるeSIM[13]）の移動端末設備が増加しつつあることを踏まえ、本号においては「取り付けられ、又は組み込まれて用いられるもの」と改めている。

以上により、本号にいう「電磁的記録媒体」とは、SIMカードを用いる形態の移動端末設備においては当該移動端末設備に取り付けて用いられるSIMカードが、eSIMを用いる形態の移動端末設備においては当該移動端末設備に組み込まれたチップ型のSIM

11　W-CDMAに利用するものをUSIM又はUIMといい、CDMA2000に利用するものをRUIMというが、特にそれらを区別することなくSIMカードとして、それらをいずれも含むものである。

12　International Mobile Subscriber Identityの略。IMSIは、携帯電話事業者のデータベースにおいて契約者情報と紐付けられているため、契約者を特定することが可能となっている。なお、本号はSIM識別番号を開示の対象として定めており、IMSI自体はこれに該当しない。

13　Embedded SIMの略。携帯電話端末に組み込まれたチップ型のSIMの中に保存されているIMSIをネットワーク経由で書き換える仕組みであり、１つのSIMの中に複数のIMSIを保存することも可能である。eSIMを用いる形態の携帯電話端末は、SIMカードを物理的に取り替えることなく、ソフトウェアの制御により、場所や用途に応じて異なる事業者が提供する携帯電話回線を使い分けるといった、より利便性が高い使い方が可能となる。

が、それぞれ該当することとなる。

8　侵害情報が送信された年月日及び時刻（第８号）

本号は、開示の対象となる発信者情報として、いわゆるタイムスタンプを定めるものである。

前述のとおり、アイ・ピー・アドレスには、動的アイ・ピー・アドレスの場合等、それだけでは発信者を特定することができず、タイムスタンプと併せてさらに経由プロバイダ等に開示請求を行うことで、発信者の特定に資するものがある。このため、発信者情報として、第５号のアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備から「開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻」を規定しているものである。

また、SIM 識別番号については、SIM カード等や、SIM カード等が取り付けられ、又は組み込まれた移動端末設備が他人に譲渡されたことがある場合等には、それだけでは発信者を特定することができず、タイムスタンプと併せてさらに携帯電話事業者に開示請求を行うことで、発信者の特定に資するものがある。このため、発信者情報として、前号の SIM 識別番号に係る移動端末設備から「開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻」を規定しているものである。

さらに、第６号の移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号についても、発信者情報として、「開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻」を規定しているものである。

〔用語の説明〕

①　「第五号のアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備」

第５号に規定するアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備であり、それから開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻を規定している。

②　「第六号の移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る移動端末設備」

第５号に規定する移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る移動端末設備であり、それから開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻を規定している。

③　「前号の SIM 識別番号に係る移動端末設備」

第７号に規定する SIM 識別番号に係る移動端末設備であり、それから開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻を規定している。

9　専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わされたポート番号（第９号）

本号は、開示の対象となる発信者情報として、「専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス」及び「当該アイ・ピー・アドレスと組み合わされたポート番号」を定めるものである。

〔用語の説明〕

①　「専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス」

「専ら侵害関連通信に係る」は、第９号から第12号までにおいて用いられている。いずれも各号に掲げる情報が、侵害関連通信を構成する情報であり、専ら侵害関連通信に係るもの以外の発信者情報（契約者情報又は登録者情報として保有される発信者情報（第２条第１号から第４号まで、及び第14号に掲げる情報）及び侵害投稿通

信のアクセスログである発信者情報（第２条第５号から第８号までに掲げる情報））に該当しないものであることを意味するものである。

「アイ・ピー・アドレス」には、侵害関連通信を行った電気通信設備に割り当てられたアイ・ピー・アドレス（いわゆる「接続元アイ・ピー・アドレス」）及び侵害関連通信の相手方となった電気通信設備に割り当てられたアイ・ピー・アドレス（いわゆる「接続先アイ・ピー・アドレス」）のいずれもが含まれ、本号に規定する発信者情報に該当するものとして開示の対象となる。

10　専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号（第10号）

本号は、開示の対象となる特定発信者情報として、「専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号」を定めるものである。

11　専ら侵害関連通信に係る SIM 識別番号（11号）

本号は、開示の対象となる特定発信者情報として、「専ら侵害関連通信に係る SIM 識別番号」を定めるものである。

12　専ら侵害関連通信に係る SMS 電話番号（第12号）

本号は、開示の対象となる特定発信者情報として、「専ら侵害関連通信に係る SMS 電話番号」を定めるものである。

「専ら侵害関連通信に係る SMS 電話番号」は、SMS 認証のための SMS 通信に用いられた電話番号を指している。すなわち、SMS 認証に当たっては、一般的に、㋐ユーザーから SNS の運営者等に対してアカウント認証のリクエストの通信が行われた後、㋑SNS の運営者等からユーザーに対して SMS による認証コード又は認証

用の URL の送信等が行われ、㈢ユーザーが当該認証コードを SNS 等におけるログイン画面に入力し、又は当該認証用の URL にアクセスすること等により認証を行う方法が用いられているところ、SNS の運営者等からユーザーに対する認証コード又は認証用の URL の送信の際にメールアドレスとして用いられた電話番号が「専ら侵害関連通信に係る SMS 電話番号」に該当する。

上記のような SMS 認証の仕組みにおいて、ユーザーから SNS の運営者等に対する通信であって侵害関連通信に該当するものを媒介した経由プロバイダと、SNS の運営者等からユーザーに対する SMS による認証コード又は認証用 URL の送信を媒介した経由プロバイダとが一致する場合には、当該経由プロバイダにおいて本号に掲げる情報を発信者の特定に用いることが可能であると考えられ、発信者の特定に資するものであるといえることから、発信者情報として規定しているものである。

なお、プロバイダ等がアカウント認証時の認証コードの送信又は認証用 URL の送信等を SMS によって行う場合に、契約者情報又は登録者情報として登録された電話番号を用いたときの本号及び第３号の適用関係については第３号の解説を参照。

〔用語の説明〕

①　「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号に規定する電子メールのうち、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令第二号に規定する通信方式を用いるもの」

特定電子メール法第２条第１号に規定する電子メールのうち、特定電子メール法通信方式省令第２号に規定する通信方式（SMS）を用いるものを意味する。

②　「利用者を識別するための番号その他の符号として用いられ

たもの」

特定発信者情報とは、発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいい（本法律第５条第１項柱書）、それ以外の発信者情報（契約者情報又は登録者情報として保有される発信者情報及び侵害投稿通信に係る発信者情報）には該当しないものであり、かつ、現に行われた侵害関連通信に用いられた情報である必要があるため、「利用者を識別するための符号として用いられた」とされている。

13　侵害関連通信が行われた年月日及び時刻（第13号）

本号は、開示の対象となる特定発信者情報として、いわゆるタイムスタンプを定めるものである。

第８号と同様に、動的アイ・ピー・アドレスの場合等、それだけでは発信者を特定することができず、タイムスタンプと併せてさらに経由プロバイダ等に開示請求を行うことで発信者の特定に資するものがあることから、特定発信者情報として、第９号のアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備から「開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が行われた年月日及び時刻」を規定しているものである。

また、SIM 識別番号についても、第８号と同様に、SIM カード等や、SIM カード等が取り付けられ又は組み込まれた移動端末設備が他人に譲渡されたことがある場合等には、それだけでは発信者を特定することができず、タイムスタンプと併せてさらに携帯電話事業者に開示請求を行うことで、発信者の特定に資するものがあることから、特定発信者情報として、SIM 識別番号に係る移動端末設備から「開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が行われた年月日及び時刻」を規定しているものである。

さらに、移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者

識別符号及びSMS電話番号についても、特定発信者情報として、「開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が行われた年月日及び時刻」を規定しているものである。

〔用語の説明〕

①　「第九号の専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備」

第９号に規定するアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備であり、それから開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が行われた年月日及び時刻を規定している。

②　「第十号の専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る移動端末設備」

第10号に規定する移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る移動端末設備であり、それから開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が送信された年月日及び時刻を規定している。

③　「第十一号の専ら侵害関連通信に係るSIM識別番号に係る移動端末設備」

第11号に規定するSIM識別番号に係る移動端末設備であり、それから開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が送信された年月日及び時刻を規定している。

④　「前号の専ら侵害関連通信に係るSMS電話番号に係る移動端末設備」

第12号に規定するSMS電話番号に係る移動端末設備であり、それから開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が送信された年月日及び時刻を規定している。

14　発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者についての利用管理符号（第14号）

本号は、開示の対象となる発信者情報として、経由プロバイダ間で契約者の特定に用いられる符号（利用管理符号）を定めるものである。

MVNO が利用者と通信役務の提供に係る契約を締結しており、MNO が MVNO に対して卸役務の提供を行っているような場合など、複数の経由プロバイダが通信に関与している場合がある。このような場合、開示請求者は、MNO 等から MVNO 等の名称の開示を受けた後に、MVNO 等に対して発信者の氏名、住所等の開示請求を行うことが想定されるが、MNO 等との間で契約者の識別に用いられる情報が MVNO 等における発信者の特定に資することがあることから、そのような情報を発信者情報として規定するものである。

〔用語の説明〕

①　「開示関係役務提供者と当該開示関係役務提供者と電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務（電気通信事業法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。）の提供に関する協定又は契約を締結している他の開示関係役務提供者」

「電気通信設備の接続」とは、電気通信設備相互間を電気的に接続することをいう。

「電気通信設備の共用」とは、アンテナやトランスポンダ（電波中継機）等の電気通信設備を共同使用又は共有により使用することをいう。

「卸電気通信役務」とは、電気通信事業法第29条第１項第10号に

規定する卸電気通信役務であり、「電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務」を指す。

②　「インターネット接続サービスの利用者又は当該利用者が使用する電気通信回線を識別するために用いられる文字、番号、記号その他の符号」

「インターネット接続サービス」は、インターネットへの接続を可能とする電気通信役務を意味する。

プロバイダにおいて、ICCID や CUI[14]、回線番号等の顧客管理番号を用いて顧客情報の管理を行う場合があり、これらの情報を自社内での顧客情報の管理だけでなく、卸役務等の提供先であるプロバイダとの間で利用者を特定するための情報として用いられることがある。このように、ICCID や CUI、回線番号等の顧客管理番号等の情報が卸役務の提供に係る契約又は接続若しくは共用に係る協定を締結する他のプロバイダとの間で、インターネット接続サービスの利用者又は当該利用者が使用する電気通信回線を特定するために用いられる場合には、本号に掲げる情報に該当することとなる。

14　Chargeable User Identity の略。有料ユーザー識別のための ID として利用されるもの。

第３条（特定発信者情報）

（特定発信者情報）

第三条　法第五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）の総務省令で定める発信者情報は、①前条第九号から第十三号までに掲げる情報とする。

趣旨

本条は、本法律第５条第１項の規定に基づき、同項第１号及び第２号に掲げる要件に加えて第３号に掲げる補充的な要件を満たす場合に、特定電気通信役務提供者に対して開示を請求することができる「発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるもの」（特定発信者情報）を規定するものである。

具体的には、専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わされたポート番号（第２条第９号）、専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号（同条第10号）、専ら侵害関連通信に係るSIM識別番号（同条第11号）、専ら侵害関連通信に係るSMS電話番号（同条第12号）並びに第９号から第12号までに係る開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が行われた年月日及び時刻（いわゆるタイムスタンプ）（同条第13号）を特定発信者情報として限定列挙している。

なお、本条は、本法律及び第２条と同様に、これらの特定発信者情報の送信や保存を開示関係役務提供者に義務付けるものではない。

解説

〔用語の説明〕

①　「前条第九号から第十三号までに掲げる情報」

本法律第５条第１項第１号から第３号までに掲げる要件を満たす場合には、特定発信者情報として、専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わされたポート番号（第２条第９号)、専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号（同条第10号)、専ら侵害関連通信に係るSIM識別番号（同条第11号)、専ら侵害関連通信に係るSMS電話番号（同条第12号）並びに第９号から第12号までに係る開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が行われた年月日及び時刻（いわゆるタイムスタンプ）（同条第13号）の開示を請求することができることとしている。

（参考）

発信者情報の種類（施行規則第２条・第３条）

※下線が改正に伴い追加されたもの

発信者情報（法第２条第10号・施行規則第２条）

A　特定発信者情報以外の発信者情報（法第５条第１項柱書）

⑴発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称
⑵発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の住所
⑶発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電話番号
⑷発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者のSMTPメールアドレス
⑸侵害情報の送信に係るIPアドレス及び組み合わされたポート番号
⑹侵害情報の送信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号
⑺侵害情報の送信に係るSIM識別番号
⑻⑸～⑺に対応するタイムスタンプ

B　特定発信者情報（＝専ら侵害関連通信に係る発信者情報）（法第５条第１項柱書）

⑼専ら侵害関連通信に係るIPアドレス及び組み合わされたポート番号
⑽専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号
⑾専ら侵害関連通信に係るSIM識別番号
⑿専ら侵害関連通信に係るSMS電話番号
⒀⑼～⑿に対応するタイムスタンプ

⒁発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者についての利用管理符号

第４条（法第五条第一項第三号ロの総務省令で定める特定発信者情報以外の発信者情報）

（法第五条第一項第三号ロの総務省令で定める特定発信者情報以外の発信者情報）

第四条　法第五条第一項第三号ロの総務省令で定める特定発信者情報以外の発信者情報は、①特定電気通信役務提供者が第二条第二号に掲げる情報を保有していない場合における同条第一号に掲げる情報、特定電気通信役務提供者が同号に掲げる情報を保有していない場合における同条第二号に掲げる情報、②同条第三号に掲げる情報、同条第四号に掲げる情報又は同条第八号に掲げる情報とする。

趣旨

本条は、本法律第５条第１項第３号ロにおいて、開示請求の相手方である特定電気通信役務提供者が特定発信者情報以外の発信者情報を保有している場合であっても、当該特定発信者情報以外の発信者情報が同号ロの総務省令で定めるもののみであるときは特定発信者情報の開示を請求できることとされているところ、その特定発信者情報以外の発信者情報を定めるものである。

解説

下表のとおり、開示請求の相手方である特定電気通信役務提供者が保有している特定発信者情報以外の発信者情報が、「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の住所（第２条第２

号）」を保有していない場合における「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称（同条第１号）」、「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称」を保有していない場合における「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の住所」、「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電話番号（同条第３号）」、「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス（同条第４号）」又は「侵害情報が送信された年月日及び時刻（いわゆるタイムスタンプ）（同条第８号）」のみであるときは、特定発信者情報の開示を請求できることとしている。

施行規則 第２条の号番号	法５条１項の特定電気通信役務提供者が 保有していても同項３号ロの要件を満たす 特定発信者情報以外の発信者情報
第１号	発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称 ※施行規則第２条第２号の情報（住所）を保有している場合は含まない。
第２号	発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の住所 ※施行規則第２条第１号の情報（氏名又は名称）を保有している場合は含まない。
第３号	発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電話番号
第４号	発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス
第８号	第５号のアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備、第６号の移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る移動端末設備又は前号のSIM識別番号に係る移動端末設備から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻

〔用語の説明〕

①　「特定電気通信役務提供者が第二条第二号に掲げる情報を保有していない場合における同条第一号に掲げる情報、特定電気通信役務提供者が同号に掲げる情報を保有していない場合における同条第二号に掲げる情報」

開示請求の相手方である特定電気通信役務提供者が「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称（同条第１号）」又は「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の住所（第２条第２号）」のうちいずれか一方のみを保有している場合に、特定発信者情報の開示を請求できることとしている。

②　「同条第三号に掲げる情報、同条第四号に掲げる情報又は同条第八号に掲げる情報」

開示請求の相手方である特定電気通信役務提供者が「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電話番号」、「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス」又は「侵害情報が送信された年月日及び時刻（いわゆるタイムスタンプ）」を保有している場合にも、特定発信者情報の開示を請求できることとしている。

第５条（侵害関連通信）

（侵害関連通信）

第五条　法第五条第三項の総務省令で定める識別符号その他の符号の電気通信による送信は、①次に掲げる識別符号その他の符号の電気通信による送信であって、それぞれ同項に規定する侵害情報の送信と相当の関連性を有するものとする。

一　①②侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務の利用に先立って当該特定電気通信役務の利用に係る契約（③特定電気通信を行うことの許諾をその内容に含むものに限る。）②を申し込むために④当該契約の相手方である特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該契約の申込みのための手順に従って行った、又は⑤当該発信者が当該契約をしようとする者であることの確認を受けるために⑥当該特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該確認のための手順に従って①行った識別符号その他の符号の電気通信による送信（⑦当該侵害情報の送信より前に行ったものに限る。）

二　①侵害情報の発信者が前号の契約に係る特定電気通信役務を利用し得る状態にするために②当該契約の相手方である特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該特定電気通信役務を利用し得る状態にするための手順に従って行った、又は③当該発信者が当該契約をした者であることの確認を受けるために④当該特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該確認のための手順に従って行った識別符号その他の符号の電気通信による送

信

三　①侵害情報の発信者が前号の特定電気通信役務を利用し得る状態を終了するために②当該特定電気通信役務を提供する特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該特定電気通信役務を利用し得る状態を終了するための手順に従って行った識別符号その他の符号の電気通信による送信

四　①第一号の契約をした侵害情報の発信者が当該契約を終了させるために②当該契約の相手方である特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該契約を終了させるための手順に従って行った識別符号その他の符号の電気通信による送信（③当該侵害情報の送信より後に行ったものに限る。）

趣旨

本条は、本法律第５条第３項の規定に基づき、「侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号その他の符号の電気通信による送信であって、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるもの」（侵害関連通信）を規定するものである。

具体的には、㋐特定電気通信役務提供者による特定電気通信役務（SNS 等）の利用に先だって当該特定電気通信役務の利用に係る契約を申し込むために行ったアカウント作成通信又は発信者が当該契約をしようとする者であることの確認を受けるために行った認証通信（以下「アカウント作成等通信」という。）（第１号）、㋑㋐の申込みにより特定電気通信役務の利用に係る契約を締結し当該役務の利用の許諾を受けた者が当該特定電気通信役務を利用し得る状態に

するためのログイン通信又は特定電気通信役務を利用しようとする者が上記の契約を締結した者であることの確認を受けるために行った認証通信（以下「ログイン等通信」という。）（第２号）、㈠㈠㈠の特定電気通信役務を利用し得る状態となっていた者が当該特定電気通信役務を利用し得る状態を終了するために行ったログアウト通信、㈡㈠㈠の契約をした者が当該契約を終了させるために行ったアカウント削除通信（第４号）、という４つの類型を限定列挙したうえで、それぞれについて侵害情報の送信と相当の関連性を有するものを侵害関連通信として規定している。

解説

１　侵害関連通信の共通事項（柱書）

侵害関連通信について、本条各号に掲げる識別符号その他の符号の電気通信による送信のうち、それぞれ侵害情報の送信と相当の関連性を有するものと定めている。

〔用語の説明〕

①　「次に掲げる識別符号その他の符号の電気通信による送信であって、それぞれ同項に規定する侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」

「識別符号その他の符号」とは、柱書及び第１号から第４号までにおいて用いられる。SNS 等において利用者のアカウントごとに設定されるユーザー ID・パスワードのほか、サービスを利用中である利用者を識別するためにアクセス先のウェブサイトやアプリケーションによって発行されるいわゆるセッション ID、アクセストークン等も含まれる。

「それぞれ同項に規定する侵害情報の送信と相当の関連性を有す

るもの」とは、本法律第５条第３項が侵害関連通信を「当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるもの」とし、被害者の権利回復の利益と発信者のプライバシー及び表現の自由、通信の秘密との均衡を図る観点から、開示することができる特定発信者情報の範囲について量的な制限を加えたことを踏まえて、本条各号に掲げる識別符号その他の符号の電気通信による送信それぞれについて、侵害関連通信に該当するものを発信者を特定するために必要最小限度の範囲に限定するために、侵害情報の送信と相当の関連性を有することを侵害関連通信の要件とするものである。

このため、「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に該当する通信は、原則として、本条各号に掲げる通信ごとにそれぞれ１つとなることが想定される。具体的にどのような通信が「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に該当するかは、例えば、特定電気通信役務提供者における通信記録の保存状況や他の通信との比較における相対的な時間的近接性[15]等を考慮して判断される。すなわち、特定電気通信役務提供者が発信者情報開示請求を受けたときにその記録を保有している通信のうち、本条各号に該当する通信それぞれについて侵害情報の送信と最も時間的に近接する通信が「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に該当すると考えられる。もっとも、侵害情報の送信と最も時間的に近接する通信から発信者を特定することが困難であることが明らかであり、侵害関連通信の範囲を当該通信のみに限定することは、特定発信者情報の開示請求権を創設した趣旨に照らし適切ではないと考えられる場合

15　他の通信との比較において相対的に侵害情報の送信に近接しているかどうかが考慮されるため、当該通信と侵害情報の送信との時間的な間隔が一定期間以上のものであることだけをもって一律に「相当の関連性」が否定されるものではない。

がある[16]。そこで、そのような場合には、例外的に、侵害情報の送信と最も時間的に近接して行われた通信以外の通信も「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に該当する通信になり得る。

2　アカウント作成等通信（第１号）

本号は、利用者がSNS等のアカウントを作成時や会員登録時に、当該SNS等の利用に係る契約を申込むために送信するアカウント作成等の通信を、侵害関連通信として定めるものである。

〔用語の説明〕

①　「侵害情報の発信者が……行った識別符号その他の符号の電気通信による送信」

「侵害情報の発信者が……行った識別符号その他の符号の電気通信による送信」は、第１号から第４号において用いられている。

発信者とログイン時等の通信を行った者とが、同一の者である場合に限り開示できることとするものである。同一のアカウントのログイン時等の通信と権利侵害投稿通信は基本的に同一の者から行われたものととらえることができると考えられることから、当該アカウントが複数の者に共有されている場合やアカウントの乗っ取りが発生した場合などの例外的な場合を除き、侵害情報の送信が行われ

16　このような場合に該当すると考えられるものとして、侵害情報の送信と最も時間的に近接する通信が経由プロバイダのみを経由して接続した通信ではないことにより、発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の契約者情報を保有する経由プロバイダを特定することができない場合が考えられる。具体的には、侵害情報の送信と最も時間的に近接する通信が「ボットによるアクセス」である場合やソーシャルログインの場合などがあるとの指摘があり、東京地判令和３・６・24令和２年（ワ）31118号公刊物未登載〔29065123〕の事例等が参考になる。例外的に侵害情報の送信と最も時間的に近接して行われた通信以外の通信が対象となり得る場面については、今後の技術の進歩や事例の蓄積等により変わり得るものと考えられる。

たアカウントと同一のアカウントへのログイン時等の通信は、当該要件に該当するものと考えられる。

SNS等のアカウントを用いて他のサービス等にログインすること（いわゆるソーシャルログイン）ができるようにSNS等の運営者が他社に認証機能を提供している場合がある。また、SNS等の運営者が他社の認証機能の提供を受け、他社のサービスのアカウントを用いてSNS等にソーシャルログインができる場合もある。このようなソーシャルログインに関しても、ユーザーと侵害情報の流通に係る特定電気通信役務を提供する特定電気通信役務提供者との間の通信であるといえ、「侵害情報の発信者が……行った識別符号その他の符号の電気通信による送信」に該当するものについては、本号又は次号に規定する通信に該当し得る[17]。

②　「侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務の利用に先立って当該特定電気通信役務の利用に係る契約……を申し込む」

SNS等において投稿等を行うためには、投稿等に先立ってアカウントの作成や会員登録が必要となることが一般的である。そのようなアカウントの作成や会員登録を行うためには、まず、ユーザーID・パスワード等の所定の事項をフォームに入力・送信したうえで、当該SNS等を利用することについて運営者との間で当該SNS等の利用に係る契約を締結することが必要となるのが一般的であるところ、「当該特定電気通信役務の利用に係る契約……を申し込む」とは、そのような契約の申込みを行うことである。

17　ソーシャルログインが行われる場合、認証機能を提供する事業者と侵害情報に係る特定電気通信役務を提供する事業者との間でアクセストークンの提供等の通信が行われることが一般的であるところ、特定電気通信役務提供者と認証機能の提供者との間の通信であるといえ、「侵害情報の発信者が……行った識別符号その他の符号の電気通信による送信」に該当しないものについては、侵害関連通信に該当しないこととなる。

③ 「特定電気通信を行うことの許諾をその内容に含むものに限る」

特定電気通信役務のうち、他者が送信した投稿等を閲覧等するのみではなく、投稿等を行うことができることを契約内容とするものに限ることを規定している。

投稿等を行うためには当該契約に付随する別途の合意を行う必要がある場合等には、閲覧等のみを内容とする契約を申し込むための通信ではなく、当該投稿等を行うことを内容とする別途の合意の申し込みのための通信が本号の侵害関連通信に該当することになる。

④ 「当該契約の相手方である特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該契約の申込みのための手順に従って行った」

SNS 等において投稿を行うことができるアカウントを作成したり、会員登録を行ったりするためには、ユーザー ID・パスワード等の所定の事項をフォームに入力・送信することにより当該 SNS 等の利用に係る契約の申込みをする、といったアカウント作成や会員登録のための手順が定められているのが一般的であるところ、その手順に従って行った識別符号その他の符号の送信が該当することとしている。したがって、問合せフォームを通じて行ったアカウントの作成方法についての問合せ等、当該手順に基づかずに別途行った通信は、本号に規定するアカウント作成等通信には該当しない。

⑤ 「当該発信者が当該契約をしようとする者であることの確認を受ける」

SNS 等の利用に係る契約を締結するに当たって登録しようとする電話番号が他人の電話番号ではないことの確認のために SMS 認証を受けること等により、アカウントを作成すること等により SNS 等を利用しようとする者が SNS 等の利用に係る契約をしようとする者かどうかについての確認を受けることである。

⑥　「当該特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該確認のための手順に従って」

SNS 等の利用に係る契約をしようとする者かどうかの確認に関しては、SNS 等の登録者情報として登録しようとする電話番号が他人の電話番号ではないことを確認するために認証コードを送信して SMS 認証をする、といった手順が定められているのが一般的であるところ、その手順に従って行った識別符号その他の符号の送信が該当することとしている。問合せフォームを通じて行った認証方法についての問合せ等、当該手順に基づかずに別途行った通信については、本号に規定する侵害関連通信である認証通信には該当しない。

⑦　「当該侵害情報の送信より前に行ったものに限る」

侵害関連通信とは「侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った」通信であるところ（本法律第５条第３項）、侵害情報の送信より後に行われたアカウント作成等通信は侵害関連通信への該当性が一般に認められないことから、アカウント作成等通信の要件として、侵害情報の送信より前に行われたものであることを定めている。

3　ログイン等通信（第２号）

本号は、侵害関連通信として、利用者が SNS 等を利用し得る状態にするためにアカウントにログインする際に送信するログイン通信及び当該利用が SNS 等の利用に係る契約を締結した者であることついての確認を受けるために送信する認証通信を定めるものである。また、ログイン状態を継続するためのアクセストークンを送信するための通信も含まれる。これらの通信については、侵害情報の送信との先後を問わず、本号に掲げる通信に該当することとなる。

〔用語の説明〕

① **「侵害情報の発信者が前号の契約に係る特定電気通信役務を利用し得る状態にする」**

SNS 等を利用するために、ユーザー ID・パスワードを入力する等してアカウントにログインすること又はセッション ID 等を用いてログイン済のセッションを再開することである。

SNS 等のアカウントを用いて他のサービス等にログインすること（いわゆるソーシャルログイン）ができるように SNS 等の運営者が他社に認証機能を提供しており、他のサービスへのログインにあたり当該認証機能を提供した際の通信記録を SNS 等の運営者が保有している場合がある。SNS 等の運営者に対する発信者情報開示請求においては、他のサービスへのログインにあたり当該認証機能を提供した時の通信については、他のサービスへのログインのための通信であり、「前号の契約に係る特定電気通信役務を利用し得る状態にする」ための通信ではないことから、本号の通信には該当しないこととなる。

② **「当該契約の相手方である特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該特定電気通信役務を利用し得る状態にするための手順に従って行った」**

SNS 等を利用するためには、ユーザー ID・パスワードを入力する等してアカウントにログインする又はセッション ID を用いてログイン済のセッションを再開する、といった手順が定められているのが一般的であるところ、その手順に従って行った識別符号その他の符号の送信が該当することとしている。したがって、問合せフォームを通じて行った SNS 等の利用方法についての問合せ等、当該手順に基づかずに別途行った通信については、本号に規定する侵害関連通信であるログイン通信には該当しない。

③　「当該発信者が当該契約をした者であることの確認を受ける」

SNS 等の利用に係る契約を締結するに当たって登録した電話番号が他人の電話番号ではないことの確認のために SMS 認証を受けること等により、当該アカウントにより SNS 等を利用しようとする者が SNS 等の利用に係る契約をした者かどうかについての確認を受けることである。

④　「当該特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該確認のための手順に従って行った」

SNS 等の利用に係る契約をした者かどうかの確認に関しては、SNS 等の登録者情報として登録された電話番号が他人の電話番号ではないことを確認するために認証コードを送信して SMS 認証をする、といった手順が定められているのが一般的であるところ、その手順に従って行った識別符号その他の符号の送信が該当することとしている。問合せフォームを通じて行った認証方法についての問合せ等、当該手順に基づかずに別途行った通信については、本号に規定する侵害関連通信である認証通信には該当しない。

4　ログアウト通信（第３号）

本号は、侵害関連通信として、利用者が SNS 等を利用し得る状態を終了するためにアカウントからログアウトしようとする際に送信する通信（ログアウト通信）を定めるものである。ログアウト通信については、侵害情報の送信との先後を問わず、本号に掲げる通信に該当することとなる。

〔用語の説明〕

①　「侵害情報の発信者が前号の特定電気通信役務を利用し得る状態を終了する」

「利用し得る状態を終了する」とは、SNS 等のアカウントにログ

インすることにより当該 SNS 等を利用し得る状態になるところ、そのような状態を終了するためにアカウントからログアウト等することである。

② **「当該特定電気通信役務を提供する特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該特定電気通信役務を利用し得る状態を終了するための手順に従って行った」**

SNS 等を利用し得る状態を終了するためには、ログアウトボタンを押下してログアウトする、といった手順が定められているのが一般的であるところ、その手順に従って行った識別符号その他の符号の送信が該当することとしている。問合せフォームを通じて行ったログアウト方法についての問合せ等、当該手順に基づかずに別途行った通信については、本号に規定する侵害関連通信であるログアウト通信には該当しない。

5　アカウント削除通信（第 4 号）

本号は、侵害関連通信として、利用者が SNS 等のアカウントを削除する際に送信する通信（アカウント削除通信）を定めるものである。

〔用語の説明〕

① **「第一号の契約をした侵害情報の発信者が当該契約を終了させる」**

「当該契約を終了させる」とは、SNS 等の利用を将来にわたって終了するために、当該 SNS 等の運営者に当該 SNS 等の利用に係る契約の解約の申込みをすることである。

②　「当該契約の相手方である特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該契約を終了させるための手順に従って行った」

SNS 等において投稿等を行うことができるアカウントを削除するためには、SNS 等のウェブサイト又はアプリケーションにおいて設けられているアカウント削除ボタンを押下することにより当該 SNS 等の利用に係る契約を終了させる、といった手順が定められているのが一般的であるところ、その手順に従って行った識別符号その他の送信が該当することとしている。問合せフォームを通じて行ったアカウントの削除方法についての問合せ等、当該手順に基づかずに別途行った通信については、本号に規定する侵害関連通信であるアカウント削除通信には該当しない。

③　「当該侵害情報の送信より後に行ったものに限る。」

侵害関連通信とは「侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った」通信であるため（本法律第５条第３項）、侵害情報の送信より前に行われたアカウント削除通信は侵害関連通信への該当性が一般に認められないことから、アカウント削除通信に該当するための要件として、侵害情報の送信より後に行われたものであることを定めている。

第６条（提供の方法）

（提供の方法）

第六条　法第十五条第一項第一号の総務省令で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一　①電子メールを送信する方法

二　②磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法

三　③法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）の開示関係役務提供者が自ら設置した電子計算機に備えられたファイルに記録された同項に定める事項を、電気通信回線を通じて申立人のみの閲覧に供し、及び当該事項を当該ファイルに記録する旨若しくは記録した旨を当該申立人に通知し、又は当該申立人が当該事項を閲覧していたことを確認する方法であって、④当該申立人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

２　法第十五条第一項第二号が適用される場合における前項第三号の規定の適用については、同号中「法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）の開示関係役務提供者が自ら設置した」とあるのは「法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）の開示関係役務提供者又は同項第二号の他の開示関係役務提供者が自ら設置した」と、「申立人のみ」とあるのは「同号の他の開示関係役務提供者のみ」と、「当該申立人」とあるのは「当該他の開示関係役務提供者」とする。

趣旨

本条は、本法律第15条第１項第１号の規定に基づく提供命令があった場合における情報の提供又は通知の方法のうち、電磁的方法を定めるものである。

解説

電磁的方法として、①電子メールを送信する方法（第１号）、②磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法（第２号）、③開示関係役務提供者が自ら設置した電子計算機に備えられたファイルに記録しそれを電気通信回線を通じて申立人のみの閲覧に供し、及び当該事項を当該ファイルに記録する旨若しくは記録した旨を当該申立人に通知し、又は当該申立人が当該事項を閲覧していたことを確認する方法を定めている。

提供命令があった場合において電磁的方法による情報の提供又は通知が行われることが想定される場面は、以下のとおり。

・提供命令を受けた開示関係役務提供者からその申立人に対する本法律第15条第１項第１号イ又はロに規定する情報の提供（本法律第15条第１項第１号）
・提供命令の申立人が提供命令によりその氏名等情報の提供を受けた他の開示関係役務提供者を相手方として開示命令の申立てをした旨の当該提供命令を受けた開示関係役務提供者に対する通知（本法律第15条第１項第２号）
・提供命令を受けた開示関係役務提供者から当該提供命令に係る他の開示関係役務提供者に対する当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報の提供（本法律第15条第１項第２号）

これらの場面において、提供命令を受けた開示関係役務提供者又は申立人は、書面又は電磁的方法によるか、電磁的方法による場合には本条第１項各号に掲げるいずれの方法によるかを選択すること

となる。

１　開示関係役務提供者と申立人との間の情報の提供又は通知（第１項）

〔用語の説明〕

①「電子メールを送信する方法」

「電子メール」は、第２条第４号において用いられている。具体的には、特定電子メール法通信方式省令第１号に規定するシンプルメールトランスファープロトコルを用いる電子メールを意味するものである。

②「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法」

磁気ディスク、シー・ディー・ロム等の記録媒体に本法律第15条第１項に定める事項を記録したうえで、当該記録媒体を提供先の申立人に対して交付する方法を定めたものである。

記録媒体の交付の方法について特段の制限はなく、郵送等による交付を行うことが考えられる。

③「法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）の開示関係役務提供者が自ら設置した電子計算機に備えられたファイルに記録された同項に定める事項を、電気通信回線を通じて申立人のみの閲覧に供し、及び当該事項を当該ファイルに記録する旨若しくは記録した旨を当該申立人に通知し、又は当該申立人が当該事項を閲覧していたことを確認する方法」

自ら設置したサーバに提供命令に基づき提供すべき事項を記録したうえで、当該事項を申立人のみの閲覧に供させる方法を規定している。

自ら設置した電子計算機に備えられたファイルに記録する場合に

限られることから、第三者が設置した電子計算機に備えられたファイルに記録する方法は、本号に定める方法に該当しないこととなる。また、本号に定める方法に該当するためには、提供命令を受けた開示関係役務提供者及び申立人以外の者が当該事項を閲覧することができないことが必要となる。

本法律15条第１項に定める事項を記録しただけでは、相手方がそのことを速やかに認識できない場合もあることから、所定の事項をサーバに記録する場合又は記録した場合には、その旨を提供先に対して通知し、又は当該事項を閲覧したことを確認することができる方法によらなければならない。

④　「当該申立人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるもの」

申立人がファイルをダウンロードし印刷することなどにより、本法律第15条第１項に定められた事項を書面にすることができることを意味する。

申立人における非訟事件の対応及び記録の管理に資するようにするため、記録を出力することにより書面を作成することができるものに限ることとしている。

２　開示関係役務提供者間の情報の提供（第２項）

本条第２項においては、提供命令の名宛人となった開示関係役務提供者が本法律第15条第１項第２号の命令により発信者情報を他の開示関係役務提供者に提供する場合の、前項第３号に定める方法について、必要な読替えを行っている。

本法律第15条第１項第２号の命令による発信者情報の提供を行う場合、提供元のプロバイダが設置した電子計算機だけでなく、提供先のプロバイダが設置した電子計算機を用いる場合であっても、本号に定める方法として認められることとしている。

本項が適用される場合、提供元プロバイダ及び提供先プロバイダ以外の者がファイルに記録された事項を閲覧することができないことが必要となる。

第７条（法第十五条第一項第一号ロの総務省令で定める発信者情報）

（法第十五条第一項第一号ロの総務省令で定める発信者情報）

第七条　法第十五条第一項第一号ロの総務省令で定める発信者情報は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める情報とする。

一　法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が法第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者であって、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求している場合　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める情報

イ　①法第十五条第二項に規定する特定発信者情報の開示の請求について法第五条第一項第三号に該当すると認められる場合　第二条第九号から第十二号までに掲げる情報

ロ　②法第十五条第二項に規定する特定発信者情報の開示の請求について法第五条第一項第三号に該当すると認められない場合　第二条第五号から第七号までに掲げる情報

二　①法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が法第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者である場合（前号

に該当する場合を除く。）　第二条第五号から第七号まで及び第十四号に掲げる情報

三　①法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が法第五条第二項に規定する関連電気通信役務提供者である場合　第二条第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる情報

趣旨

本法律第15条第１項第１号ロにおいて、提供命令の発令を受けた開示関係役務提供者（提供元プロバイダ）が本法律第15条第１項第１号イに規定する他の開示関係役務提供者（提供先プロバイダ）を特定するために用いることができる発信者情報として総務省令で定めるもの（以下「提供先特定用発信者情報」という。）を保有していない場合又は提供元プロバイダがその保有する提供先特定用発信者情報により提供先プロバイダを特定することができない場合は、当該提供元プロバイダはその旨を申立人に通知すること（以下、提供先特定用発信者情報を保有していない場合の通知を「不保有の通知」という。）を要する（他方で、この場合、他の開示関係役務提供者を特定し、その氏名等情報を申立人に提供することは要しない。）と規定されている。本条は、本法律第15条第１項第１号ロの規定に基づき、提供先特定用発信者情報を定めるものである。

解説

本条で定める提供先特定用発信者情報は、下表のとおりである。

号番号	該当する場合	不保有の通知をすることを要する提供先特定用発信者情報
第１号イ	本法律第15条第２項の規定により同条第１項の規	・専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・

	定を読み替えて適用する場合であって、同条第２項に規定する特定発信者情報の開示の請求について本法律第５条第１項第３号に該当すると認められる場合	ピー・アドレスと組み合わされたポート番号（第２条第９号） ・専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号（第２条第10号） ・専ら侵害関連通信に係るSIM識別番号（第２条第11号） ・専ら侵害関連通信に係るSMS電話番号（第２条第12号）
第１号ロ	本法律第15条第２項の規定により同条第１項の規定を読み替えて適用する場合であって、同項に規定する特定発信者情報の開示の請求について本法律第５条第１項第３号に該当すると認められない場合	・侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わされたポート番号（第２条第５号） ・侵害情報の送信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号（第２条第６号） ・侵害情報の送信に係る移動端末設備からのSIM識別番号（第２条第７号）
第２号	本法律第15条第１項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が本法律第５条第１項に規定する特定電気通信役務提供者であって、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求していない場合	・侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わされたポート番号（第２条第５号） ・侵害情報の送信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号（第２条第６号） ・侵害情報の送信に係る移動端末設備からのSIM識別番号（第２条第７号） ・侵害情報の発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者

		についての利用管理符号（第２条第14号）
第３号	本法律第15条第１項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が本法律第５条第２項に規定する関連電気通信役務提供者である場合	・専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わされたポート番号（第２条第９号） ・専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号（第２条第10号） ・専ら侵害関連通信に係るSIM識別番号（第２条第11号） ・専ら侵害関連通信に係るSMS電話番号（第２条第12号） ・侵害情報の発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者についての利用管理符号（第２条第14号）

１　法第15条第１項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する開示命令の申立ての相手方が法第５条第１項に規定する特定電気通信役務提供者であって、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求している場合（第１号）

本法律第15条第２項においては、開示命令の申立ての相手方が同条第１項に規定する特定電気通信役務提供者であり、かつ、当該開示命令の申立てにおいて特定発信者情報を含む開示の請求をしている場合は、同条第１項を読み替えて適用することとされているところ、本号は、当該読替え適用がされる場合の提供先特定用発信者情報を規定するものである。なお、本号における特定電気通信役務提

供者としては、コンテンツプロバイダが想定される。

〔用語の説明〕

①　「法第十五条第二項に規定する特定発信者情報の開示の請求について法第五条第一項第三号に該当すると認められる場合」㈠

本号柱書に規定する場合に該当することを前提として、さらに、本法律第15条第２項の表中の上段の右欄に規定する場合に該当する場合、すなわち、特定電気通信役務提供者（コンテンツプロバイダ）に対して、特定発信者情報を含む発信者情報の開示命令の申立てをしており、かつ、本法律第５条第１項第３号の補充的な要件を満たす場合のことである。この場合において、提供命令を受けた当該特定電気通信役務提供者がその申立人に対して不保有の通知をすることを要する提供先特定用発信者情報として、第２条第９号から第12号までに掲げる特定発信者情報を定めている。

②　「法第十五条第二項に規定する特定発信者情報の開示の請求について法第五条第一項第三号に該当すると認められない場合」㈡

本号柱書に規定する場合に該当することを前提として、さらに、本法律第15条第２項の表中の上段の左欄に規定する場合に該当する場合、すなわち、特定電気通信役務提供者（コンテンツプロバイダ）に対して、特定発信者情報を含む発信者情報の開示の申立てをしており、かつ、本法律第５条第１項第３号の補充的な要件を満たさない場合のことである。この場合において、提供命令を受けた当該特定電気通信役務提供者がその申立人に対して不保有の通知をすることを要する提供先特定用発信者情報として、第２条第５号から第７号までに掲げる特定発信者情報以外の発信者情報を定めている。

２　法第15条第１項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する開示命令の申立ての相手方が法第５条第１項に規定する特定電気通信役務提供者である場合（前号に該当する場合を除く。）（第２号）

本号は、本法律第15条第１項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する開示命令の申立ての相手方が本法律第５条第１項に規定する特定電気通信役務提供者であって、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報以外の発信者情報のみの開示を請求している場合のことである。この場合において、提供命令を受けた当該特定電気通信役務提供者がその申立人に対して不保有の通知をすることを要する提供先特定用発信者情報として、第２条第５号から第７号まで及び第14号に掲げる特定発信者情報以外の発信者情報を定めている。なお、本号における特定電気通信役務提供者としては、コンテンツプロバイダ及び権利侵害投稿を媒介した経由プロバイダが想定される。

〔用語の説明〕

①　「法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が法第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者である場合（前号に該当する場合を除く。）」

「法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が法第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者である場合」とは、開示命令の申立ての相手方について、本法律第５条第１項に規定する特定電気通信役務提供者であることを要するものであり、本条第１号と同じ要件である。他方で、「（前号に該当する場合を除く。）」としていることにより、

本号が適用されるのは、当該開示命令の申立てにおいて特定発信者情報を含む開示の請求をしていない場合となるため、本法律第15条第２項の規定による同条第１項の規定の読替え適用はなされず、本法律第15条第１項がそのまま適用されることとなる。

この場合においては、特定発信者情報以外の発信者情報のみが開示請求の対象となっていることから、提供命令を受けた当該特定電気通信役務提供者がその申立人に対して不保有の通知をすることを要する提供先特定用発信者情報として、第２条第５号から第７号までに掲げる特定発信者情報以外の発信者情報を定めている。

また、経由プロバイダが卸役務等を提供しており、当該卸先等が契約者の氏名等の情報を保有している場合などには、卸元等の経由プロバイダと卸先等の経由プロバイダとの間で利用管理符号を用いて利用者を特定する場合があることから、発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の利用管理符号（第２条第14号）についても、提供命令を受けた当該特定電気通信役務提供者がその申立人に対して不保有の通知をすることを要する提供先特定用発信者情報として定めている。

３　法第15条第１項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する開示命令の申立ての相手方が法第５条第２項に規定する関連電気通信役務提供者である場合（第３号）

本号は、本法律第15条第１項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する開示命令の申立ての相手方が本法律第５条第２項に規定する関連電気通信役務提供者である場合に、提供命令を受けた当該関連電気通信役務提供者がその申立人に対して不保有の通知をすることを要する提供先特定用発信者情報として、第２条第９号から第12号まで及び第14号に掲げる特定発信者情報を定めている。

〔用語の説明〕

①　「法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が法第五条第二項に規定する関連電気通信役務提供者である場合」

開示命令の申立ての相手方について、本法律第５条第２項に規定する関連電気通信役務提供者であることを要するものである。

前述のとおり、本法律第15条第２項において、開示命令の申立ての相手方が本法律第５条第１項に規定する特定電気通信役務提供者であり、かつ、当該開示命令の申立てにおいて特定発信者情報を含む開示の請求をしている場合は、同条第１項を読み替えて適用することとされているところ、本号に規定する場合に該当する場合は「開示命令の申立ての相手方が法第五条第二項に規定する関連電気通信役務提供者である場合」であることから、当該読替え適用はなされず、本法律第15条第１項がそのまま適用されることとなる。

この場合において、関連電気通信役務提供者に対して開示を請求することができるのは「侵害関連通信に係る発信者情報」（本法律第５条第２項柱書）であるから、提供命令を受けた当該関連電気通信役務提供者がその申立人に対して不保有の通知をすることを要する提供先特定用発信者情報としては、「専ら侵害関連通信に係る発信者情報」である第２条第５号から第７号までに掲げる特定発信者情報を定めている。

また、関連電気通信役務提供者が卸役務等を提供しており、当該卸先等が契約者の氏名等の情報を保有している場合などには、卸元等の関連電気通信役務提供者と卸先等の関連電気通信役務提供者との間で利用管理符号を用いて利用者を特定する場合があることから、発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の利用管理符号（第２条第14号）についても、提供命令を受けた関連電気

通信役務提供者がその申立人に対して不保有の通知をすることを要する提供先特定用発信者情報として定めている。

（参考）

施行規則第７条各号の適用関係

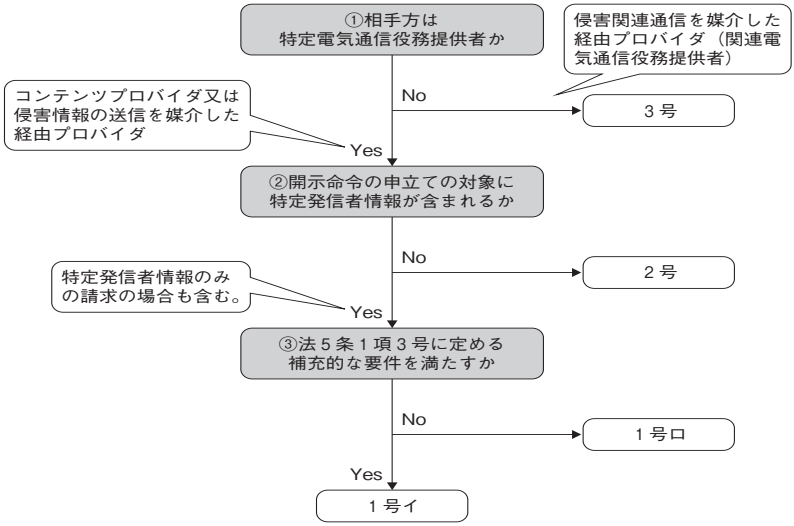

第８条（大規模特定電気通信役務提供者の指定）

（大規模特定電気通信役務提供者の指定）

第八条　法第二十条第一項第一号イの総務省令で定める者は、同項の指定に係る特定電気通信役務を一月間に利用した者（当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者及び日本国外にあると推定される者を除く。）とする。

２　法第二十条第一項第一号イの総務省令で定める期間は、一年間とする。

３　法第二十条第一項第一号イの総務省令で定める数は、全ての種類の特定電気通信役務について、一千万とする。

４　法第二十条第一項第一号ロの総務省令で定める期間は、一年間とする。

５　法第二十条第一項第一号ロの総務省令で定める数は、全ての種類の特定電気通信役務について、二百万とする。

６　法第二十条第一項第三号の総務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　①不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの

二　不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものであって前号の特定電気通信役務に②専ら付随的に提供されるもの

趣旨

本法律においては、特定電気通信役務のうち、その規模が一定規

模を超える等の要件を満たすもの（「大規模特定電気通信役務」）を提供する者を「大規模特定電気通信役務提供者」として指定したうえで、同者に対して、削除対応の迅速化及び運用状況の透明化を図るための法律上の義務を課している。

この「大規模特定電気通信役務」の定量的な要件については、当該特定電気通信役務を利用して１か月の間に発信者となった者及びこれに準ずる者として総務省令で定める者の数（「平均月間発信者数」）又は当該特定電気通信役務を利用して１か月の間に発信者となった者の延べ数（「平均月間延べ発信者数」）が基準となっている。あわせて、定性的な要件として、当該特定電気通信役務が、その利用に係る特定電気通信役務による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの以外のものであることが求められている。

本条は、上記指定要件の具体的な内容を定めるものである。

解説

１　法第20条第１項第１号イの総務省令で定める者（第１項）

SNS 等の不特定の利用者間の交流を主たる目的とするサービスにおいては、閲覧等によって被害者の社会的評価が低下し被害が拡大するほか、サービスの仕様によっては閲覧数の増加によってさらに情報が拡散し得る。これを踏まえ、「利用した者」には、「リポスト」、「シェア」、「いいね」等のリアクションをした者に加えて、閲覧したのみの者を含むものとする。

本規定により、「平均月間発信者数」は、いわゆる平均月間アクティブユーザ数と同義となる。

２　法第20条第１項第１号イの総務省令で定める期間（第２項）

「平均月間発信者数」の算定期間については、月単位の発信者数について生じ得る季節変動の影響を除去するため、１年間としている。

３　法第20条第１項第１号イの総務省令で定める数（第３項）

「平均月間発信者数」の閾値については、国民の１割程度が利用するものを「大規模」とみなし、1,000万を閾値としている[18]。

４　法第20条第１項第１号ロの総務省令で定める期間（第４項）

「平均月間延べ発信者数」の算定期間については、月単位の発信者数について生じ得る季節変動の影響を除去するため、１年間としている。

５　法第20条第１項第１号ロの総務省令で定める数（第５項）

「平均月間延べ発信者数」は、当該特定電気通信役務を利用して１か月の間に発信者となった者の延べ数であり、平均月間投稿数と同義である。

「平均月間延べ発信者数」については、1,000万の平均月間投稿者数のうち、実際に投稿を行う者が約２割と推計し[19]、これらの者が１か月に最低１回は投稿するものと想定して[20]、200万を閾値としている。

6　法第20条第１項第３号の総務省令で定めるもの（第６項）

本法律第20条第１項第３号においては、「大規模特定電気通信役務」の要件として、「当該特定電気通信役務が、その利用に係る特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの以外のものであること」を求めている。

「権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの」については、①「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの」（第１号）、②「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものであって前号の特定電気通信役務に専ら付随的に提供されるもの」（第２号）のいずれかに該当するものを指す。

その趣旨としては、一般的には、交流そのものを主たる目的とするサービスは、交流に伴って他人の権利を侵害する情報（以下「権利侵害情報」という。）やその拡散が生じやすいことから、大規模特定電気通信役務提供者の義務の対象とすることにある。

他方、例えば、EC サイト等のコメント欄等については、主たるサービスはあくまで EC サイトであってそれらに専ら付随的に提供

18　例えば、欧州連合のデジタルサービス法においても、域内人口の１割程度に利用されていることを大規模な事業者の要件としている。

19　総務省情報通信政策研究所が実施している「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」の結果（令和元年度～令和５年度）によれば、主なソーシャルメディア系サービス（クローズドチャットを主とするサービスを除く。）においては、約２割程度の利用者が書き込み又は投稿をしている状況にある。

20　実際に投稿を行う者による１か月間の投稿数については、各サービスの特性やユーザの使用傾向に応じて幅があるところ、最低の１回投稿したものと想定する。

されるものである。このような「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでない」サービスに「専ら付随的に提供されるもの」については、交流そのものを主たる目的とするサービスと比較して、権利侵害が発生する蓋然性の高さや被害の深刻度合いの観点から、対象外としている。

〔用語の説明〕

①　「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの」

具体的には、EC サイト、検索サイト、アプリストア等が挙げられる。

②　「専ら付随的に提供されるもの」

具体的には、EC サイト等のコメント欄、ゲーム内のチャット機能等が挙げられる。

第９条（平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数の報告）

（平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数の報告）

第九条　各報告年度における特定電気通信役務ごとの①平均月間発信者数が九百万以上又は平均月間延べ発信者数が百八十万以上である特定電気通信役務提供者は、その提供する特定電気通信役務について、毎報告年度経過後一月以内に、様式第一の報告書を提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、特定電気通信役務提供者は、その提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数に関し、総務大臣から要求があったときは、遅滞なく様式第一の報告書を提出しなければならない。

趣旨

本法律第20条第１項において、総務大臣は、平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数が一定規模を超える等の要件を満たす特定電気通信役務を提供する者を「大規模特定電気通信役務提供者」として指定することができることとされている。また、同条第２項の規定により、指定要件を満たさなくなった者について、指定の解除を行うこととされている。

あるサービスに係る平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数の正確なデータは、第一次的には、当該サービスを提供する特定電気通信役務提供者が保有している。そのため、あるサービスに係る平均月間発信者数等を把握するに当たっては、まずは当該サービスを提供する特定電気通信役務提供者に対し報告を求めることが合理

的である。そこで、本法律第20条第３項では特定電気通信役務提供者に対して、平均月間発信者数等の報告を求めることができる旨を定め、本条にてその詳細を定めている。

解説

１　例年の報告徴収（第１項）

特定電気通信役務提供者は、自らが提供するサービスの前年度の平均月間発信者数が900万以上又は平均月間延べ発信者数が180万以上である場合、毎年４月末日までに、「特定電気通信役務に係る平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数報告書」（様式第１）を総務大臣に提出しなければならない。

〔用語の説明〕

①　「平均月間発信者数が九百万以上又は平均月間延べ発信者数が百八十万以上」

全ての特定電気通信役務提供者に対して報告を求めるとすると、特に中小規模の特定電気通信役務提供者にとっては、過重な経済的・実務的負担を負うことになることから、指定の閾値（平均月間発信者数が1000万以上又は平均月間延べ発信者数が200万以上）の９割に相当する、平均月間発信者数が900万以上又は平均月間延べ発信者数が180万以上の特定電気通信役務を提供する者に対し、総務大臣への報告を求めることとする。

２　随時の報告徴収（第２項）

第１項に基づく例年の報告徴収に加え、本法律第20条第１項に基づく指定及び同条第２項に基づく指定の解除を時宜に即して行うことができるよう、総務大臣は、随時、特定電気通信役務提供者に対

し、平均月間発信者数等の報告を求め、指定要件への適合性について確認することができる。

第10条（平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数の推計）

（平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数の推計）

第十条　法第二十条第四項の総務省令で定める合理的な方法は、次に掲げるものとする。

一　総務大臣が個人又は法人その他の団体に対し、当該者の同意を得て事実の報告を求めることにより行う特定電気通信役務の利用に関する調査の結果に基づき算出する方法

二　特定電気通信設備の記録媒体に記録され、又は特定電気通信設備の送信装置に入力された情報を電子情報処理組織を用いて収集し、又は分析する方法による調査の結果に基づき算出する方法

趣旨

「大規模特定電気通信役務提供者」の指定要件への該当性を判断するうえで必要となる、平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数の正確なデータは、第一次的には、サービスを提供する特定電気通信役務提供者が保有している。そのため、あるサービスに係る平均月間発信者数等を把握するに当たっては、まずは当該サービスを提供する特定電気通信役務提供者に対し報告を求めることが合理的である。

一方、特定電気通信役務提供者に対する報告徴収によっては平均月間発信者数等を把握することが困難であると認められる場合には、本法律第20条第４項において、総務大臣は、推計により、「大規模特定電気通信役務提供者」の指定及び指定の解除を行うことが

できる旨規定されている。本条は、その推計の方法について定めるものである。

解説

平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数の合理的な推計方法としては、①ユーザ等に対するアンケート調査（第１号）、②スクレイピング[21]等による調査（第２号）を規定している。

21　インターネット上のウェブサイトから情報を抽出、収集等する技術のこと。

第11条（大規模特定電気通信役務提供者の届出）

（大規模特定電気通信役務提供者の届出）

第十一条　法第二十一条第一項の規定により届出をしようとする大規模特定電気通信役務提供者は、様式第二の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　大規模特定電気通信役務提供者が法人（外国法人等を除く。）である場合　当該法人の定款（これに相当する書類を含む。）及び登記事項証明書（これに相当する書類を含む。以下同じ。）

二　大規模特定電気通信役務提供者が法人以外の団体（外国法人等を除く。）である場合　当該団体の目的、組織及び運営等を明らかにする書類、役員の名簿並びに当該役員の住民票の写し（これに相当する書類を含む。以下同じ。）

三　大規模特定電気通信役務提供者が個人（外国法人等を除く。）である場合　当該個人の住民票の写し

四　大規模特定電気通信役務提供者が外国法人等である場合　当該外国法人等の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三による書類及び当該外国法人等の国内代表者等が法人の場合にあっては当該国内代表者等の登記事項証明書、当該外国法人等の国内代表者等が個人の場合にあっては当該国内代表者等の住民票の写し

２　法第二十一条第一項第三号の総務省令で定める事項は、次

に掲げるものとする。

一　電話番号及び電子メールアドレス（外国法人等にあっては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレスを含む。）

二　法第二十二条第一項の申出を行うための方法の公表の方法（インターネットを利用した方法の場合にあっては、ウェブサイトのアドレスを含む。）

三　法第二十六条第一項の基準の公表の方法（インターネットを利用した方法の場合にあっては、ウェブサイトのアドレスを含む。）

趣旨

本法律においては、一般の特定電気通信役務提供者に対しては何らの公法的規制も課しておらず、総務大臣は特定電気通信役務提供者の住所等を当然には把握していない。そこで、大規模特定電気通信役務提供者として指定された者に対しては、本法律第21条により、削除対応の迅速化及び運用状況の透明化に係る義務の履行を確保するための前提として、総務大臣に住所等を届け出る義務が課されている。

本条は、大規模特定電気通信役務提供者が届け出るに当たり、届出書に加えて提出しなければならない添付書類を定めるとともに、本法律第21条第１項第３号において総務省令で定めることとされている届出事項を定めるものである。

解説

１　届出に当たっての添付書類（第１項）

大規模電気通信役務提供者が法人である場合、法人以外の団体で

ある場合、個人である場合、外国法人等である場合に区分したうえで、それぞれの場合において、様式第２で定める届出書に加えて提出しなければならない添付書類を規定している。

２　届出事項（第２項）

本法律第21条においては、届出事項として、大規模特定電気通信役務提供者の①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、②外国法人等の場合には、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所が規定されている。

これに加えて、本規定により、③電話番号及び電子メールアドレス（外国法人等の場合には、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス）、④第22条の申出を受け付ける方法の公表に係るウェブサイトのアドレス、⑤第26条の基準の公表に係るウェブサイトのアドレスも届出事項とされている。

これにより、総務大臣は、大規模特定電気通信役務提供者との円滑な連絡手段を確保するとともに、大規模特定電気通信役務提供者による一部の公表義務の履行状況を確認することができる。

第12条

第十二条　法第二十一条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる事項の変更の届出をしようとする大規模特定電気通信役務提供者は、様式第四の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　大規模特定電気通信役務提供者が法人である場合　当該変更後の当該法人の登記事項証明書

二　大規模特定電気通信役務提供者が法人以外の団体である場合　当該変更が行われたことを証する書類

三　大規模特定電気通信役務提供者が個人である場合　当該変更後の当該個人の住民票の写し

2　法第二十一条第二項の規定により同条第一項第二号に掲げる事項の変更の届出をしようとする大規模特定電気通信役務提供者は、様式第四の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　国内代表者等を変更した場合であって当該変更後の国内代表者等が法人であるとき　当該国内代表者等の登記事項証明書及び当該変更後の国内代表者等に法の規定により総務大臣が行う処分の通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三による書類

二　国内代表者等を変更した場合であって当該変更後の国内代表者等が個人であるとき　当該国内代表者等の住民票の写し及び当該変更後の国内代表者等に法の規定により総務

大臣が行う処分の通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三による書類

三　前二号に掲げる場合以外の場合　当該変更が行われたことを証する書類

3　法第二十一条第二項の規定により同条第一項第三号に掲げる事項の変更の届出をしようとする大規模特定電気通信役務提供者は、様式第四の届出書を提出しなければならない。

趣旨

本条は、本法律第21条に基づく届出事項に変更があった場合に、大規模特定電気通信役務提供者が提出しなければならない書類を定めるものである。

解説

1　氏名等を変更する場合における提出書類（第１項）

大規模特定電気通信役務提供者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（本法律第21条第１項第１号）に変更がある場合において、様式第４の届出書の提出を求めるとともに、①大規模特定電気通信役務提供者が法人である場合、②法人以外の団体である場合、③個人である場合に応じて、提出しなければならない添付書類を定めている。

2　国内における代表者等を変更する場合における提出書類（第２項）

大規模特定電気通信役務提供者が外国法人等であって、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所（本法律第21条１項２号）に変更がある場合において、様式第４の

届出書の提出を求めるとともに、①当該変更後の国内代表者等が法人であるとき、②当該変更後の国内代表者等が個人であるとき、③それ以外に応じて、提出しなければならない添付書類を定めている。

3　その他届出事項を変更する場合における提出書類（第3項）

本施行規則第11条で定める届出事項に変更がある場合においては、様式第4の届出書を提出しなければならない旨を定めている。

第13条（被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表）

（被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表）
第十三条　法第二十二条第一項の申出を行うための方法は、被侵害者が日本語による申出を行うことができるものでなければならない。
２　法第二十二条第一項の公表は、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

趣旨

本法律第22条において、大規模特定電気通信役務提供者は、被侵害者が侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出を行うための方法を定め、これを公表しなければならないこととされている。本条は、申出を行うための方法及び公表の方法について、具体的な内容を定めるものである。

解説

１　日本語による申出（第１項）

申出を行うための方法については、本法律第22条第２項において、①オンラインで申出を行うことができるものであること、②申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと、③申出を受けた日時が申出者に明らかとなるものであることが求められている。本規定は、これに加えて、削除申出窓口において日本語での申出が困難であるとの指摘があった[22]ことを踏まえ、日本語による

申出を行うことができるものであることを定めるものである。

2　インターネットによる公表（第２項）

被侵害者が侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出を行うための方法については、被害者救済を容易にする観点から、インターネットにより公表しなければならないことを規定するものである。なお、本規定は、最低限の要件としてインターネット上の公表を求めるものであり、これに加えて、その他の手法を通じて公表を行うことを妨げるものではない。

22 「プラットフォームサービスに関する研究会　第三次とりまとめ」（令和６年２月公表）９頁参照

第14条（侵害情報調査専門員の数）

（侵害情報調査専門員の数）

第十四条　法第二十四条第二項の総務省令で定める数は、大規模特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数にかかわらず、全ての大規模特定電気通信役務の種別について、①大規模特定電気通信役務ごとに一人とする。

趣旨

本法律第24条第１項及び第２項において、大規模特定電気通信役務提供者は、侵害情報に係る調査のうち、専門的な知識経験を必要とするものを適正に行わせるため、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処に関して十分な知識経験を有する者のうちから、侵害情報調査専門員（以下「専門員」という。）を選任しなければならないと規定されている。本条は、大規模特定電気通信役務提供者が選任しなければならない専門員の数を定めるものである。

解説

専門員は、大規模特定電気通信役務提供者が侵害情報送信防止措置を講ずるかどうか判断するに当たり、その判断に資する専門的な知識経験を提供する者である。具体的には、削除等のコンテンツモデレーションを実施する他の職員が判断に迷った際に、当該職員からの上申を受けて、より専門的な調査を行うこととなる。

そのような業務の性質上、専門員は、大規模特定電気通信役務提供者が提供するサービスの特性を十分に理解するとともに、我が国

の法令や文化的・社会的背景に明るい人材である必要がある。

具体的には、法令の知識又は文化的・社会的背景の理解の観点から、弁護士等の法律専門家や日本の風俗・社会問題に十分な知識経験を有する者（自然人に限る。）が考えられる。

〔用語の説明〕

①「大規模特定電気通信役務ごとに一人」

専門員については、上記のような業務の性質上、必ずしも全ての侵害情報の申出について専門員による調査が必要になるとは限らないこと、選任の要件に高い専門性を求めていることを踏まえ、本規定は、大規模特定電気通信役務ごとに最低限１名以上の選任が必要である旨を定めている。

よって、複数の大規模特定電気通信役務を提供している者においては、最低限の数として、大規模特定電気通信役務の数と同じ数の専門員の選任が求められる。

なお、大規模特定電気通信役務提供者が大規模特定電気通信役務ごとに１名を超える専門員を選任することは当然妨げられない。

第15条（侵害情報調査専門員の選任及び変更の届出）

（侵害情報調査専門員の選任及び変更の届出）

第十五条　法第二十四条第三項の規定により届出をしようとする者は、総務大臣に、様式第五の届出書を提出しなければならない。

２　法第二十四条第三項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　①選任した専門員の数（法第二十四条第三項後段の場合にあっては、変更後の専門員の数）

二　②選任した専門員の氏名、生年月日及び所属

三　③当該者を選任した理由

趣旨

本法律第24条第３項において、大規模特定電気通信役務提供者は、専門員を選任したとき又は変更したときは、総務大臣に届け出なければならないこととされている。本条は、専門員の選任又は変更に当たっての、具体的な届出事項を定めるものである。

解説

大規模特定電気通信役務提供者は、専門員を選任したとき又は変更したときは、様式第５に則り、第２項第１号から第３号までに規定されている事項を届け出なければならない。

〔用語の説明〕

①　「選任した専門員の数」

本施行規則第14条に定める数の専門員が選任されていることを確認する観点から、選任した専門員の数を届出事項としている。

②　「選任した専門員の氏名、生年月日及び所属」

専門員の選任を実体的に確認するとともに、同姓同名を排除する観点から、専門員に選任された者の氏名、生年月日及び所属を届出事項としている。

③　「当該者を選任した理由」

選任された専門員の適格性を担保する観点から、当該者を専門員に選任した理由を届出事項としている。具体的には、当該専門員がどのような専門性を有しているのかを含め、専任理由を届け出ることが求められる。

第16条（申出者に対する通知）

（申出者に対する通知）
第十六条　法第二十五条第一項の総務省令で定める期間は、七日とする。

趣旨

本法律第25条第１項において、大規模特定電気通信役務提供者は、申出者に対して「一定の期間」内に、申出に応じて侵害情報送信防止措置を講じたときはその旨を、申出に応じた侵害情報送信防止措置を講じなかったときはその旨及びその理由を、それぞれ通知しなければならないことを定めている。

また、本法律第25条第２項各号のいずれかに該当する場合には、大規模特定電気通信役務提供者は、当該「一定の期間」内に、同項各号のいずれに該当するかを申出者に通知しなければならない。

本条は、その「一定の期間」の日数を、具体的に７日と定めるものである。

23　深刻な誹謗中傷等を含む権利侵害（名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害等）の被害に遭った場合に、事業者による対応（投稿の削除、アカウントの削除等）が行われるまでの期間として、１週間より長い期間では許容できないとする人が８割強（83.1％）であった。また、２週間より長い期間では許容できないとする人は９割（90.0％）であった。（参考７「プラットフォームサービスに関する研究会　第三次とりまとめ」（令和６年１月））

24　具体的な日数を示した裁判例として、楽天チュッパチャプス事件（知財高判平成24・２・14判タ1404号217頁〔28180303〕）において、訴状の送達により商標権侵害の事実を知ったときから８日間での削除は合理的な期間内での是正であると判断された。

解説

「一定の期間」の具体的な日数については、アンケート結果によれば、プラットフォーム事業者による不対応が一週間より長い期間続いた場合に許容できないとする人の割合が８割超に上ること[23]、誹謗中傷等の権利侵害について事業者が認識した事案においては実務上一週間程度での削除が合理的であると考えられること[24]等を踏まえ、７日と規定している。

第17条（送信防止措置の実施に関する基準等の公表）

（送信防止措置の実施に関する基準等の公表）
第十七条　法第二十六条第一項の総務省令で定める一定の期間は、十四日とする。

趣旨

本法律第26条第１項において、大規模特定電気通信役務提供者は、送信防止措置を講ずる日の「一定の期間」前までに、送信防止措置の実施に関する基準を公表していなければならないと規定されている。

本条は、その「一定の期間」の日数を、具体的に14日と定めるものである。

解説

プラットフォーム事業者による恣意的な削除やアカウント停止を抑止し、利用者に対する透明性を確保する観点から、大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置の実施に関する基準を策定又は変更した際には、策定された基準の内容又は変更内容について利用者に対して十分な周知がなされた後に、当該送信防止措置が実施され

25　農業保険法（第29条）、水産業協同組合法（第62条）等において、定款を作成したときは、２週間以上前から公告しなければならないこととされている。

26　松尾博憲「約款ルールへの対応状況と中期的な課題」BUSINESS LAW JOURNAL153号（2020年）26頁

ることが望ましい。そこで、契約者に対する十分な周知という同様の趣旨を有する他法令の用例[25]や一般的な約款の平均周知期間[26]を踏まえて、「一定の期間」の具体的な日数を14日と規定している。

第18条（措置の実施状況等の公表）

（措置の実施状況等の公表）

第十八条　法第二十八条の規定により公表しようとする大規模特定電気通信役務提供者は、毎公表年度経過後二月以内に、次に掲げる要件を満たす方法により、公表しなければならない。

一　インターネットを利用するものであること。

二　①電子情報処理組織により判読できるものであること。

2　法第二十八条第一号に掲げる事項は、各公表年度における申出を受け付けた件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）とする。

3　法第二十八条第二号に掲げる事項は、各公表年度における次に掲げる事項とする。

一　法第二十五条第一項の規定により同項第一号に定める事項の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

二　法第二十五条第一項の規定により同項第二号に定める事項の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

三　法第二十五条第一項ただし書の規定に基づき同項本文の通知をしなかった場合にあっては、その理由

四　法第二十五条第二項前段の規定に基づき同条第一項第一号に定める事項の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

五　法第二十五条第二項前段の規定に基づき同条第一項第二

号に定める事項の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

六　法第二十五条第二項後段の規定により同項第一号に該当する旨の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

七　法第二十五条第二項後段の規定により同項第二号に該当する旨の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

八　法第二十五条第二項後段の規定により同項第三号に該当する旨の通知をした件数及び同号に規定するやむを得ない理由の具体的内容（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

4　法第二十八条第三号に掲げる事項は、各公表年度における次に掲げる事項とする。

一　法第二十七条の規定により発信者に通知等の措置を講じた件数（送信防止措置の種別及び送信防止措置を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）

二　法第二十七条の規定に基づき通知等の措置を講じなかった場合にあっては、その理由（送信防止措置の種別に応じて区分されたものであること。）

5　法第二十八条第四号に規定する送信防止措置の実施状況は、各公表年度における日本の利用者に関する送信防止措置の実施状況であって、日本の利用者に関する次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　①延べ発信者数の総数又は役務提供停止措置の対象となる情報の発信者の総数及びその具体的な算定方法

二　利用者からの通報を受けて、送信防止措置（役務提供停止措置を除く。以下本号から第七号まで、第九号及び第十

一号から第十四号までにおいて同じ。）を講じた件数及び講じなかった件数（送信防止措置を講じた理由又は講じなかった理由の別に応じて区分されたものであること。）

三　自ら探知して送信防止措置を講じた件数（送信防止措置を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）

四　公的機関（裁判所を除く。）から送信防止措置を講ずるよう要請があった件数（要請があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

五　前号に掲げる件数のうち、送信防止措置を講じた件数及び講じなかった件数（要請があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

六　②裁判所から送信防止措置を講ずるよう判決又は決定があった件数（申立てがあった理由の別に応じて区分されたものであること。）

七　前号に掲げる件数のうち、送信防止措置を講じた件数及び講じなかった件数（申立てがあった理由の別に応じて区分されたものであること。）

八　役務提供停止措置を講じた件数（役務提供停止措置を講じた理由の別及び当該措置を講ずることとなった経緯の別に応じて区分されたものであること。）

九　③人工知能関連技術を用いて送信防止措置を講じた件数（送信防止措置を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）

十　③人工知能関連技術を用いて役務提供停止措置を講じた件数（役務提供停止措置を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）

十一　送信防止措置に対して不服申立てが行われた件数

十二　前号に掲げる件数のうち、③人工知能関連技術を用い

て講じられた送信防止措置に対して不服申立てが行われた件数

十三　第十一号に掲げる件数のうち、不服申立てを受けて送信防止措置を撤回した件数

十四　前号に掲げる件数のうち、③人工知能関連技術を用いて講じられた送信防止措置を撤回した件数

十五　役務提供停止措置に対して不服申立てが行われた件数

十六　前号に掲げる件数のうち、③人工知能関連技術を用いて講じられた役務提供停止措置に対して不服申立てが行われた件数

十七　第十五号に掲げる件数のうち、不服申立てを受けて役務提供停止措置を撤回した件数

十八　前号に掲げる件数のうち、③人工知能関連技術を用いて講じられた役務提供停止措置を撤回した件数

十九　選任した専門員の専門性及び当該者に対する訓練の内容

二十　④送信防止措置を講ずるかどうかを検討する者のうち日本語を理解する者の数及び当該者に対する訓練の内容

二十一　⑤送信防止措置を講ずるための人的体制及び技術的措置についての定性的又は定量的な説明

二十二　法第二十六条第三項の規定に基づき、基準の変更によって送信防止措置の対象となることが明らかとなった情報の種類

二十三　法第二十六条第四項の資料を作成し、公表している場合には、その公表の方法（インターネットを利用した方法の場合にあっては、ウェブサイトのアドレスを含む。）

6　大規模特定電気通信役務提供者は、法第二十八条第五号に規定する評価を実施するに当たっては、次に掲げる事項につ

いて評価の基準を定めて行うものとする。

一　法第二十二条第一項の規定に基づき公表する申出を行うための方法

二　①法第二十五条の規定に基づく侵害情報送信防止措置の実施状況

三　法第二十五条第一項第二号の理由、同条第二項第三号に規定するやむを得ない理由及び法第二十七条本文前段の理由が個別的かつ具体的なものであるかの別

四　日本の利用者に関する送信防止措置を講ずるための人的体制及び技術的措置の整備

五　法第二十六条第一項の規定に基づき公表する送信防止措置の実施に関する基準の内容

六　日本の利用者に関する送信防止措置の実施状況（第二号に掲げる事項を除く。）

七　大規模特定電気通信役務における、他人の権利を不当に侵害する情報、その流通が法令に違反する情報及び法第二十六条第一項の規定に基づき公表する送信防止措置の実施に関する基準により送信防止措置の対象となる情報の流通状況

7　法第二十八条第六号の総務省令で定める事項は、前項に規定する評価の基準（当該基準を変更した場合は、その変更の内容及び理由を含む。）とする。

趣旨

本法律第28条では、大規模特定電気通信役務提供者に対し、投稿の削除やアカウント停止といった送信防止措置に係る毎年の実施状況を公表することを定めている。これは、利用者に対する透明性を確保すること、外部からの検証可能性を確保すること等を目的とす

るものである。

本条は、本法律第28条に基づく公表の方法を規定するとともに、同条第１号から第６号までに規定する公表事項の具体的な項目を定めるものである。

解説

１　公表の方法（第１項）

大規模特定電気通信役務提供者は、毎公表年度経過後２か月以内に、本条第２項から第７項までに規定する項目を公表しなければならないこととされている。

その公表の方法について、本規定では、①インターネットを利用して公表されること、②電子情報処理組織により判読できるものであることを定めている。

〔用語の説明〕

①　「電子情報処理組織により判読できるものであること」

本法律第28条により公表された情報は、特に学術分野において、大規模特定電気通信役務提供者による送信防止措置の実施状況についての研究・分析に活用されることが期待される。よって、本規定は、外部からの検証可能性を確保し、研究者等による情報の活用を促進する観点から、電子情報処理組織により判読できるものであることを定めるものである。具体的には、Excelファイル等の形式によって公表することが期待される。

２　本法律第23条の申出の受付の状況（第２項）

被侵害者から侵害情報送信防止措置の申出を受け付けた件数を、申出があった理由の別に応じて区分したうえで、公表しなければな

らないと定めるものである。

３　本法律第25条の規定による通知の実施状況（第３項）

本法律第25条に基づき実施する各種通知について、①一定期間内に削除する旨の通知をした件数、削除しない旨及びその理由の通知をした件数（第１号及び第２号）、②本法律第25条第１項ただし書の規定に基づき通知をしなかった場合、その理由（第３号）、③一定期間を超えて削除する旨の通知をした件数、削除しない旨及びその理由の通知をした件数（第４号及び第５号）、④本法律第25条第２項第１号から第３号までのそれぞれの該当件数（第６号ないし第８号）、⑤第25条第２項第３号に該当した場合、「やむを得ない理由」の具体的内容（第８号）について、公表しなければならない旨を定めるものである。

なお、①及び③から⑤までについては、申出があった理由の別に応じて区分することもあわせて定めている。

４　本法立第27条の規定による通知等の措置の実施状況（第４項）

本法律第27条に基づく通知等の措置の実施状況について、①発信者に通知等の措置を講じた件数（第１号）、②通知等の措置を講じなかった場合、その理由（第２号）の公表を定めるものである。

なお、①については、削除・アカウント停止の別と、削除又はアカウント停止理由の別に応じて区分のうえ、公表しなければならない。②についても、削除・アカウント停止の別に応じて区分のうえ、公表しなければならない。

５　送信防止措置の実施状況（第５項）

日本の利用者に関する送信防止措置の実施状況であって、以下に

掲げるものについて公表しなければならないこととされている。

① 全投稿数又は全アカウント数、その具体的な算定方法（第１号）

② 利用者からの通報を受けて削除した件数及び削除しなかった件数（削除した理由又は削除しなかった理由の別に応じて区分すること）（第２号）

③ 自らの探知による削除件数（削除理由の別に応じて区分すること）（第３号）

④ 公的機関（裁判所を除く）による削除要請件数、うち削除した件数及び削除しなかった件数（要請理由の別に応じて区分すること）（第４号及び第５号）

⑤ 裁判所による削除の判決又は決定の件数、うち削除した件数及び削除しなかった件数（申立て理由の別に応じて区分すること）（第６号及び第７号）

⑥ アカウント停止件数（アカウント停止理由別・端緒別）（第８号）

⑦ AIを用いた削除件数・アカウント停止件数（削除又はアカウント停止理由の別に応じて区分すること）（第９号及び第10号）

⑧ 削除等に対して不服申立てが行われた件数、不服申立てを受けて削除等を撤回した件数、うちAIを用いて削除等を判断した件数（第11号ないし第18号）

⑨ 専門員の専門性、訓練内容（第19号）

⑩ 日本語を理解するコンテンツモデレーターの数、訓練内容、人的・技術的体制についての定性的又は定量的な説明（第20号及び第21号）

⑪ 本法律第26条第３項に基づく基準の変更の対象となった情報の種類（第22号）

⑫ 本法律第26条第４項の資料を作成し、公表している場合には、

その公表の方法（オンラインの場合はURLを含む。）（第23号）

〔用語の説明〕

①「延べ発信者数の総数又は役務提供停止措置の対象となる情報の発信者の総数及びその具体的な算定方法」

本法律第28条に基づく公表事項については、同条が利用者に対する透明性を確保すること及び外部からの検証可能性を確保することを目的としていることから、算出可能な場合はすべて公表することが適当である。よって、「延べ発信者数の総数又は役務提供停止措置の対象となる情報の発信者の総数」についても、双方を算出可能な場合は、双方とも公表するものとする。

②「裁判所から送信防止措置を講ずるよう判決又は決定があった件数（申立てがあった理由の別に応じて区分されたものであること。）」

判決及び決定については、確定した件数のみを対象とする。また、「（申立てがあった理由の別に応じて区分されたものであること。）」について、申立て理由が複数ある場合には、最も合理的な申立て理由を選択すれば足りる。

③「人工知能関連技術」

本施行規則第１条第２項第３号に定義する「人工知能関連技術」は、AIを意味する。例えば、特定の単語や表現をキーワードとして送信防止措置を実施する際に、AIを用いている場合には、「人工知能関連技術」を用いた送信防止措置に該当する。

④「送信防止措置を講ずるかどうかを検討する者のうち日本語を理解する者の数及び当該者に対する訓練の内容」

「送信防止措置を講ずるかどうかを検討する者のうち日本語を理解する者（略）に対する訓練の内容」について、日本の風俗・社会に関する問題（差別問題等）について訓練を実施している場合に

は、その旨も公表するものとする。

⑤　「送信防止措置を講ずるための人的体制及び技術的措置についての定性的又は定量的な説明」

「送信防止措置を講ずるための人的体制及び技術的措置についての定性的又は定量的な説明」には、以下についての説明も含むものとする。

㈠　送信防止措置の実施に当たっての専門員の役割及び実績

㈡　送信防止措置の実施における AI 等の自動化手段の活用状況

㈢　AI 等の自動化手段による送信防止措置の正確性向上のための取組

㈣　送信防止措置の対象となる情報（権利侵害情報、法令違反情報、その他削除基準に掲げられている情報）を投稿するボットの検出技術

6　前各号に掲げる事項について自ら行った評価（第6項）

本法律第28条第５号に規定する自己評価については、評価項目を省令に規定しつつ、具体的な評価基準は事業者が自ら設定することとしている。

評価項目としては、①本法律第22条に基づき公表される申出方法（第１号）、②本法律第25条に基づく侵害情報送信防止措置の実施状況（第２号）、③各種「理由」の粒度（第３号）、④人的・技術的体制の整備（第４号）、⑤本法律第26条に基づき公表される送信防止措置の実施に関する基準の内容（第５号）、⑥送信防止措置の実施状況（第６号）、⑦大規模特定電気通信役務上に流通する違法・有害情報の流通状況（第７号）が規定されている。

なお、自己評価に当たり、大規模特定電気通信役務提供者の判断により、省令に列挙されている自己評価項目に加えて、適宜説明を

追記することができる。

〔用語の説明〕

①　「法第二十五条の規定に基づく侵害情報送信防止措置の実施状況」

「法第二十五条の規定に基づく侵害情報送信防止措置の実施状況」に係る評価に当たっては、一定期間を超えて判断・通知した場合について、本法律第25条第１項から第２項までへの該当性の適否も、自己評価の対象に含むものとする。

７　大規模特定電気通信役務提供者がこの章の規定に基づき講ずべき措置の実施状況を明らかにするために必要な事項（第７項）

公表項目として、自己評価項目に係る評価基準（評価基準を変更した場合には変更の内容及びその理由を含む。）を規定している。

第19条（法第三十一条第一項の総務省令で定める書類）

（法第三十一条第一項の総務省令で定める書類）

第十九条　法第三十一条第一項の総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一　法第二十条第一項の規定による指定又は法第三十条第二項の規定による命令　当該不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類

二　法第二十九条の規定による報告の徴収　当該徴収の内容及び理由を記載した書類

三　法第三十条第一項の規定による勧告　当該勧告の内容及び理由を記載した書類

趣旨

本法律第31条第１項において、大規模特定電気通信役務提供者の指定（本法律第20条第１項）、報告徴収（本法律第29条）、勧告（本法律第30条第１項）及び命令（本法律第30条第２項）は送達により行うこととされている。

本条は、当該送達を行うに当たって必要となる書類について定めるものである。

解説

大規模特定電気通信役務提供者の指定又は命令が、行政手続法（平成５年法律第88号）第２条第４号に規定する「不利益処分」に

該当することに鑑み、①当該不利益処分の内容、②根拠となる法令の条項、③その原因となった事実の３点を記載した書類を送達することとされている。

また、報告徴収又は勧告に当たっては、当該徴収又は勧告の内容及び理由を記載した書類を送達することとされている。

第20条（公示送達の方法）

（公示送達の方法）
第二十条　法第三十三条第二項の総務省令で定める方法は、官報又は新聞紙に掲載するものとする。

趣旨

本法律第33条第１項において、総務大臣は、一定の要件に該当する場合、公示送達を行うことができるとされており、同条第２項において、公示送達の方法が規定されている。本条は、「不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く」ための具体的な方法を定めるものである。

解説

本条により、「不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く」ための具体的な方法は、官報又は新聞紙に掲載することとされている。

第21条（報告等の用語）

（報告等の用語）

第二十一条　法第二十条第三項の報告に係る様式第一の報告書、法第二十一条第一項の届出に係る様式第二の届出書、同条第二項の届出に係る様式第四の届出書、法第二十四条第三項の届出に係る様式第五の届出書、法第二十九条の報告に係る報告書並びに第十一条第一項第四号並びに第十二条第二項第一号及び第二号に規定する様式第三の書類（次項及び第三項において「報告書等」という。）は、日本語で作成するものとする。

２　日本語で作成された報告書等を、特別の事情により、法で定める時期に提出することができない場合は、前項の規定にかかわらず、報告書等は、英語で作成するものとする。

３　前項の規定により英語で作成された報告書等を提出した場合にあっては、その提出後、遅滞なく、日本語で作成された報告書等を提出するものとする。

４　法第二十五条第一項の規定による通知、同条第二項の規定による通知及び法第二十七条の規定による通知等の措置は、日本語で実施するものとする。

５　法第二十六条第一項の基準、同条第四項の資料及び法第二十八条の事項は、日本語により表記されるものとする。

趣旨

本条は、大規模特定電気通信役務提供者等が総務大臣に提出しなければならない各種書類や、大規模特定電気通信役務提供者に義務

付けられている通知や公表において、用いなければならない言語を定めるものである。

解説

1　総務大臣への提出書類における用語（第１項～第３項）

様式第１から第５までの各種様式及び本法律第29条の報告に係る報告書は、日本語で作成しなければならないと定めるものである（第１項）。

他方、届出又は報告の主体が外国法人等である場合には、提出期限までに日本語で報告書等を提出することが難しい場面も想定され得る。これを踏まえ、特別の事情により、提出期限までに日本語で作成された報告書等を提出することができない場合は、報告書等を英語で作成することを許容している（第２項）。ただし、英語で提出が行われた場合には、その提出後、遅滞なく、日本語で作成された報告書等を別途提出しなければならない（第３項）。

2　各種通知に当たっての用語（第４項）

本法律第25条に基づく申出者に対する通知及び本法律第27条に基づく発信者に対する通知等の措置に当たっては、日本語を用いなければならないと定めるものである。

3　各種公表に当たっての用語（第５項）

本法律第26条第１項に基づく送信防止措置の実施に関する基準の策定・公表や同条第４項に基づく事例集の作成・公表、本法律第28条に基づく措置の実施状況等の公表について、日本語で行わなければならないと定めるものである。

附　　則

第一条　この省令は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第二十七号）の施行の日から施行する。

第二条　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成十四年総務省令第五十七号）は、廃止する。

趣旨

本条は、本施行規則の施行期日及び旧省令の廃止について規定するものである。

解説

１　施行期日（第１条）

本施行規則は、令和３年改正法の施行に伴い、その改正内容を踏まえて法の細則を定めるものであるから、令和３年改正法の施行の日（令和４年10月１日）を施行期日としている。

２　旧省令の廃止（第２条）

令和３年改正法により、旧省令の全７号から全７条（当時）へと省令の規定数も大幅に増加したこと、及び旧省令は発信者情報を規定することに特化した省令であったが、令和３年改正法によって侵

害関連通信及び特定発信者情報に係る省令事項並びに提供命令に係る省令事項が加わり、内容面も大きく変更されたことを勘案して、旧省令を廃止したうえで、本施行規則を制定したものである。